

## 平成25年第4回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成25年9月17日（火曜日）

---

### ○議事日程

平成25年9月17日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	久 保 潤 爾 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 弘 之 君
5 番	橋 本 龍 太 郎 君	6 番	木 村 一 彦 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	安 村 政 治 君
9 番	上 田 和 夫 君	10 番	田 中 敏 靖 君
11 番	和 田 敏 明 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	清 水 浩 司 君	14 番	重 川 恭 年 君
15 番	安 藤 二 郎 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	河 杉 憲 二 君
19 番	三 原 昭 治 君	20 番	今 津 誠 一 君
21 番	平 田 豊 民 君	22 番	中 林 堅 造 君
23 番	田 中 健 次 君	24 番	松 村 学 君
25 番	行 重 延 昭 君		

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者	浅 田 道 生 君	総 務 部 長	吉 川 祐 司 君
総 務 課 長	林 慎 一 君	財 務 部 長	持 溝 秀 昭 君
生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君	健 康 福 祉 部 長	清 水 敏 男 君
産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君	土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	会 計 管 理 者	木 村 雅 幸 君
教 育 部 長	原 田 知 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 浩 二 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 田 直 之 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	藤 本 豊 君
消 防 長	牛 丸 正 美 君	上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

---

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 御起立願います。おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。6番、木村議員、7番、山本議員、御両名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、先週に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

これより早速質問に入ります。最初は、19番、三原議員。

〔19番 三原 昭治君 登壇〕

○19番（三原 昭治君） おはようございます。会派「絆」の三原昭治でございます。

通告に従いまして、2点について質問させていただきます。明快な御答弁をよろしくお願いたします。

まず1点目は、公共施設の耐震診断結果と対策についてでございます。

防府市内の小・中学校耐震化計画の進捗と公共施設の第2次耐震——これは、6月議会

で市長の行政報告にもありましたが、改めて、防府市内の公共施設の第2次耐震診断結果と今後の対策・対応についてお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） それでは、公共施設の耐震診断結果と対策についてのうち、防府市内の小・中学校耐震化計画の進捗についての御質問にお答えいたします。

学校施設の耐震化につきましては、平成24年3月に改定いたしました「防府市立学校施設耐震化推進計画」に基づき、耐震化完了の目標年度を平成30年度として、年次的に耐震化を実施しているところでございます。

平成25年度当初における耐震化率は、77.2%でございます。耐震化の対象となる127棟の建物のうち、耐震性のある建物は、これまで耐震化工事を実施いたしました16棟を含めまして98棟、耐震化が未完了の建物は29棟という状況でございます。

今後の耐震化工事の予定につきましては、今年度6棟、平成26年度7棟、平成27年度11棟の耐震化工事を実施することとしておりまして、国が耐震化完了の目標年度としております平成27年度末における本市の学校施設の耐震化率は96.1%、耐震化の完了してない建物は5棟ということになります。この5棟につきましては、いずれも改築による耐震化を計画しておりまして、設計から工事終了までの期間が長期にわたることなどの理由によりまして、平成29年度に中関小学校2棟、平成30年度には大道小学校1棟、及び勝間小学校2棟の改築工事をもって耐震化を完了させることとしております。

教育委員会といたしましては、学校施設耐震化推進計画及び耐震補強や改築工事等の適正な進捗管理を行いながら、地震などの災害に対して、安全・安心な学校施設とするための着実な施設整備に努めてまいり所存でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 続きまして、公共施設の第2次耐震診断結果と今後の対策・対応についてお答えをいたします。

まず、第2次耐震診断の結果についてでございますが、本市におきましては、平成18年度までに実施した第1次耐震診断の結果を受けて、より詳細な診断が必要であると判断した、市庁舎、愛光園第1作業室、宮市・右田・牟礼・玉祖の各福祉センター本館棟、競輪局事務棟、大平山山頂公園展望台、野島漁村センター、文化福祉会館、公会堂及び文化財郷土資料館の各施設につきましては、平成23年度から第2次耐震診断を実施してまいりました。

その結果、ただいま申し上げました12施設のうち、市庁舎、愛光園第1作業棟、宮

市・右田の2つの福祉センター本館棟、大平山山頂展望台、文化福祉会館及び公会堂の7つの施設について、「耐震性に問題がある」との判定を受けております。

その結果につきまして、個別に申し上げますと、市庁舎につきましては、棟ごとの判定になっておりまして、それぞれのI s値が、1号館が0.153、2号館が0.64、3号館が0.23、4号館が0.28、5号館が0.378、文書棟が0.40となっております。

また、愛光園の第1作業棟のI s値は0.43、宮市福祉センターが0.42、右田福祉センターにつきましては、1階及び2階については耐震性が確保されているものの、屋上にございます別構造の階段室部分のみ「耐震改修等が必要」との結果が出ております。

さらに、大平山山頂大展望台のI s値は0.17、文化福祉会館が0.33、公会堂につきましては、本館と時計塔が別判定とされておりまして、本館のI s値が0.16、時計塔が0.23となっております。これらの結果を受けた今後の対策・対応でございますけれども、「耐震性に問題がある」との判定を受けた施設につきましては、耐震補強や建て替えなどへの対応が急務と認識しております。今年度から実施いたしております公共施設マネジメント事業等によりまして、総合的に検討を進め、財政状況等も考慮し、より重要度の高い施設から順次耐震化への対応策を講じてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員。

○19番（三原 昭治君） ありがとうございます。まず、小・中学校の耐震化でございますが、補強につきましては27年度までに完了、そして改築につきましては、これは、5校と言われましたか、最終的には。今、今年度がたしか、右田小、桑山中、で、あと西浦小がさっきはなかったと思いますが、西浦小はどうなってますか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 西浦小は平成27年度に実施することとしております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 学校と言え、将来を担う子どもたちが学んでいる学びやでございます。これをもっと早く、前倒しということで対応はできないのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 耐震化につきまして、前倒しはできないかということでございます。一応、耐震化の順番、順番というか、優先順位につきましては、耐震補強、改築を進めているところでございますが、まず耐震補強のほうで27年度までに、西浦小を

含めましてですけど、完了させることは可能でございます。

ただし、中関小、大道小、勝間小につきましては、工期が2年から3年かかります。まあ、2年かかるということで、これが平成27年度までには、西浦小までは着手できるんですが、29年、30年と、今、中関小、大道小、勝間小のほうに着手するというところで、平成30年度を目途としておるところでございます。この辺につきましては、いろいろと計画の中で、老朽化と、それから耐震性の状況を見て順番で判断しておりますので、努力はしておるところでございますが、今、計画の中では30年度というふうな完了年度にしております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 工期が2年から3年かかるということの御答弁でございました。これも後また少し関連して質問させていただこうと思います。

そこで、先ほど総務部長のほうから他の公共施設等について、公共施設白書マネジメント事業によって対応していきたいという御答弁がございましたが、いろんな、今回の質問の中でも、この「公共施設白書」という言葉を聞きますが、申しわけございませんが、中身を、具体的にどういうものかというものを少し教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 公共施設マネジメント事業、それから公共施設白書というものはどういうものかということでございます。

本市は、多くの公共施設を有しておりまして、今後、その老朽化とか、そういうものを含めて大規模な建て替え、改修、そういうものが必要になってまいりまして、それには当然、その多額の更新費用も必要になるというふうに考えられます。これらの適切な、適正な配置と効率的な管理運営を計画的・効果的に実施していくということで、公共施設マネジメント事業を行っていくということでございます。

まず、この公共施設マネジメント事業の第一歩として、今年度、公共施設白書というものを、今、作成中でございます。これは、本市の全ての公共施設の現状データの収集、それから今後の大規模修繕あるいは建て替え等に必要な更新費用の算出と、そういうものを行いまして、分析・評価整理を行うものでございます。

この白書につきましては、今年度中に完成させ、御説明をするようになると思います。それを受けまして、26年度から、今度は全庁横断的な立場での見直しが必要な施設、それから長期に利活用する施設等につきまして、その施設の再編方針、整備方針等の基本方針、実施計画を2年度にわたって策定をするという予定にいたしております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 適正な配置や効率的な実施に向けて、各施設の状況等を把握して、それを分析・評価していこうということがわかりました。

それで、この結果が出るというのが、今の答弁では、26年度から作業に入り、27年度というように受け取りましたが、27年度に2年間かけて結果を出すということでございますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 今年度、白書をつくりまして、26年、27年、2年間を掛けまして、今後の整備方針、マネジメントの基本計画というものをつくるということにしております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 2年間かけて、27年度まで2年間を掛けて、マネジメント計画を策定するということではございました。これは、誰がどのような形で評価・分析をされるのかお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 基本的な素案というのは、いつも行政がつくるわけではございますが、当然、市民の方、それから関係者の方、議会、いろんな御意見をいただいてまとめることになろうかと思っております。

今、市民をどういう形で加わっていただくかということは、まだ、細かくは決めておりませんが、基本的には、行政経営改革の推進委員会がございまして、こういうところを中心に御意見をいただきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） いろんな分野にわたって、一つのものにまとめられるということで、いろんな分野の方が入られて、今、行政経営改革委員会の方も入る予定ということではありましたが、分析・評価するとなれば、ある程度と申しますか、専門性がないとかなかなかできない部分があると思います。その点において、市民の参画ということで、どのようにお考えになっているかお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） これは、やはり議員のおっしゃるような専門性の部分が必要になれば、当然、そういう方も加えていくということは考えていかななくてはならないというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 先ほど2次審査の結果のI s値の数値が示されました。市庁舎におきましては、「倒壊、崩壊する危険が高い」という結果が出ておりまして、何か大変怖い思いがし、私も庁舎に行くときには、できるだけ早く外に出るようにと心がけておりますが、これから2年間かけて、これから先の方向性を決めていくということですが。

ちょっと視点を変えて、もう、こういう結果が出ているということですが、今、南海トラフ巨大地震というのが大変懸念をされ、心配をされておりますが、そこで、防災に対しても、大変勉強もされていると思いますので、まずお尋ねしたいんですが、地震の発生時に身の周りで凶器化すると、大変怖いものが発生するということが、関係者等、いろいろと指摘をされておりますが、その点について御存じなのか、御存じであれば、その点について、どのような対策をされているのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 南海トラフの地震につきましては、国のほうで被害想定というものを示しておるわけですが、国が公表した被害想定では、防府市においては、最大津波が4メートル、津波到達時間が123分、最大震度は5強ということになっております。まだ、それより細かいその想定は、まだいただいておりませんが、その際に、地震ですから、どういうことが想定されるかと、まず防府の場合は一番大きいのはやはり、想定されるのは津波であろうかというふうに思っております。

それから、身近なものが凶器になるというのは、今、御質問にありますように、例えば、建物の倒壊とか、そういうものというのは当然危険なものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 建物の倒壊は先ほども申しましたが、崩れますよという診断が出ております。危険なものという、凶器化するというものは、何かといいますと、机、椅子、パソコン、書類棚、ロッカー、コピー機、特に、コピー機は200キロぐらいありまして、これが動いて直撃すると死に至るということも指摘をされております。

これにまた、窓ガラス等々、そういう、大変、死亡事故、負傷事故の、大変な、これらによって、今、事務的なものを言いましたが、一般家庭においては、家財、これが大変怖い凶器になるということが指摘をされております。

先ほど分析・評価するまで2年間かかると、当然、耐震化ということで動き出して、も

う数年がたちます。その点におきまして、当然もう、これらに対する対策・対応はされていることだと思います。特に、防府市は「災害に強いまちづくり」ということを目指しているということですので、これらについての対応は万全に行われているのかどうか、行われていると思いますけど、お聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 先ほど私の回答が非常に不満足なもので申しわけなかったんですが、地震時に家具であるとか、あるいは、今おっしゃった、事務機等が大変凶器になるというのは、これはもう随分前から認識はいたしております。それにつきましては、家具の固定であるとか、そういうふうな対策をとりましょうというPRは行ってきているところでございます。ただ、万全かどうかと言われますと、そここのところは、ちょっとなかなか万全とまでは申し上げにくいというところはございます。

それから、ガラスにつきましても凶器になるわけでございますが、これは地震のときにガラスから遠ざかれとか、あるいはガラスが飛び散らないようにしましょうというふうな、その、これもあくまで広報でございますけれども、そういうものは機会があるときに行っているところではございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、PR、広報という、一般向けは当然の話なんですけど、今、私は、庁舎のことをお尋ねしております。というのは、先ほどIs値で示されたように大変危険であり、まず、これは補強がきかないという部分だと、私は認識しております。「万全」という言葉がなかなか、何事においても難しい言葉ではございますが、やはりこういう、人命にかかわる、職員さんの人命、そして、来客される、来庁される市民の方の人命にかかわることでもあります。だから、PRとか広報をしているという話ではなくて、私は、庁内ではそういう対策は何か講じられているのかというのをお尋ねしております。いま一度御答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 庁内におきましては、特に今、議員の御指摘があったような、例えば、コピー機の固定化であるとか、一般的な固定はしておりますが、地震があったときに動かないようにする固定化であるとか、あるいはロッカーの固定化であるとかということは、これはおこなっていると正直思っております。急いで改善しなくてはならない点であるというふうに、肝に銘じたところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君）　そこでもう1点、またお尋ねしますが、私の認識もそれまでそうだったんですけど、いろんなことを調べていたり、テレビ等でいろんな、地震に対する対策・対応が叫ばれる中で、いろんな番組を録画して見ております。

一般的に我々の認識としては、地震が来たら、家具またはそういうロッカー類は倒壊する――倒れるというぐらいの認識しか持っておりません。これは、ある専門家が言っただけですが、3つのことが挙げられるということをおっしゃいました。そういう、事務機とか家具とかと、御存じですか、御存じない。もう言いましょ、僕のほうから。倒壊、落下、そして移動、これロッキング現象とかいうらしいです。家具は、歩いたように、ふらふらして動いていくというのがございます。

それと、もう一つ、単純なことなんで、単純といいますか、ちょっと見逃しがち、その3点から見逃しがちなところなんですけど、机の引き出し、引き出しの飛び出し、これによるけが、負傷もかなり多いと聞いております。ぜひ、そういう対策・対応を早急にとっていただくと。そういう防災対策グッズというのはたくさんございます。ぜひ、それをまずやっていただきたいと。

防府市はまだまだ、頭の中に、私は被災地にいた一人として残っておりますが、平成21年7月21日の豪雨災害から、早いものでもう4年目に入りました。予想では、南海トラフ巨大地震は30年以内、60%、70%の確率でやってくるということで、私も、何か、四国の、申しわけないんですけど、あちらの方面に足がなかなか、恐れですから、向かないんでございますが。ある市民の方が、「I s値と言われるけど、我々は全くその意味がわからない」ということを言われます。私が、「構造耐震指標」と言っても、「それもわからんど」と、「もっとわかりやすく説明をしてくれ」ということも、何度も言われます。

そこで、I s値が0.6以上は倒壊または崩壊する危険性が低い、またI s値が0.3以上、0.6未満は倒壊または崩壊する危険性があると、I s値が0.3未満の場合は倒壊または崩壊する危険性が高いとされておりますが、このI s値の0.6、また0.3未満、いう数値ですけど、これはどのような事例からどのような状況をもって、それを示されているのかという点について、教えていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君）　総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君）　I s値は、古くは十勝沖地震、1968年、十勝沖地震、震度5なんですけれども、それから、1978年、宮城沖地震、これも震度5でございます。このときに、建物に被害が出た、あるいは人的被害が出たという、その部分の基準に、その後の阪神・淡路大震災、それを含めまして、震度5強の地震で建物に影響が出るか出

ないか、それから震度6強から7だったと思うんですが、で、人的被害が出るか出ないかというところを基準に、I s 値のその基準が定められたというふうに理解しております。

ですから、今、I s 値が0.3以下だったら倒壊する可能性が高い、あるいは、その、0.6から0.3は崩壊する危険性があるというのは、震度5強を前提に、そういう数値が一応基準として定められているというものでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） であれば、先ほど南海地震、巨大地震は、想定でいけば、防府市は5強という、たしか数字が出ております。私もいろいろわからないことが多いもので、いろいろお話を聞いて歩きました。今、部長が言われたように、十勝沖地震、宮城沖地震、そして阪神・淡路地震と、沖地震ということでございましたが、もっと具体的にちよっといろいろな話を聞いて歩きました。

ある専門の方にお話を聞きましたら、0.6以上は、これは特に、阪神・淡路大震災という部分で一番の基準にしたということで、0.6以上であれば、倒壊は建物を調査したところ、0.6以上の強度があれば倒壊してなかったと、しかし、これは倒壊してないだけであって、0.6の中には傾いたり、亀裂が入ったりしたところがたくさんあったということが示されております。単純に倒壊してなかったということだけで、これは基準として出されております。また、0.3未満ですが、これについての調査結果、その示した数字の裏づけは、0.3未満はいずれも完全倒壊した建物であったという結果が出ております。

東日本大震災では、津波による被害、死者の方が圧倒的に多かったわけですが、阪神大地震の被害者の方は、約4分の3の方が圧死、圧迫死です。これは、建物が倒壊して亡くなったというのが約4分の3を占めていたという結果も出ております。大変怖い話です。となると、もう庁舎は、いつ何時、震度5強、そこまでいかなくても、ひょつとすると倒壊するのではないかなど、大変、私は心配しておりますが、先ほど2年、マネジメント白書をつくるが今年度、結論が最終的に出るのは2年後というお話でしたが、その間の対応はどのように考えていらっしゃるかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） まず、庁舎に関しましては、マネジメントということではなくて、これはもう庁舎を建て替えは必至ということで、また絶対必要な施設でございますので、庁舎につきましては、今年度、既に庁内で職員のプロジェクトをつくりまして、建て替えに係る基本的な事項の検討に入ったところでございます。

おおよその計画ということで御理解いただきたいと思うんですけれども、この内容をもとにして、来年度以降、市民の方も含めて、庁舎建設の市民委員会を設置して、基本構想、

基本計画の策定にとりかかるということにしております。

庁舎に関しましては、マネジメントの中でということではなくて、別枠で建て替えの準備を進めたいというふうに考えております。ただ、その、危険な施設といいますか、耐震診断の結果がこういう数値が出ているというのは事実でございますし、どういう形かで市民の皆様にお知らせして、周知はしなくてはいけないというふうには思っております。特に、現時点でそれ以上の対策というのは、具体的には考えておりません。先ほどから御指摘いただきましたような、庁内のいろいろな、細かい部分の耐震対策というのは、これは改めて検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） この点は、また後ほどお話しいたします。

次に、学校施設について、全く同様でございますけど、27年度の補強完了、30年度の改築完了までの間、その間、倒壊する可能性が高いところに児童の方が入っていると、危険な部分に児童・生徒が入っているということになりますけど、その間の対応はどのように考えておられますか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 今の御質問にお答えいたします。

一応、学校施設の改築の関係は、経過年数を一応45年以上経過している建物で、一応判断をしております。耐震補強につきましては、I s 値の低い建物から優先的に実施しているところでございまして、先ほど述べましたが、中関小、大道小、勝間小学校につきましては、ほとんどが0.3前後ということでございます。この点につきましては、今のところ、急がねばならないんですけど、この順番でやっていきたいと。で、危険度の高い学校につきましては、もう先に手をつけております。こういう順番でやっていきたいと考えております。もし、耐震化を完了するというのであれば、急げということであれば、プレハブ校舎の対応も考えられるところでございますけど、これにつきましては、グラウンダのほうの占拠ということも、占有ということも課題になってまいりますので、今のところ、ここまでのところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） そして、さらに1,600人も収容できる公会堂、これも既に崩れますよという、I s 値で言えば、もう0.16と、市民の皆さんがたくさんここで集まれるわけでございます。もう一つ、隣接します、先ほどありました、文化福祉会館

も、こちらもI s 値が0.33と、庁舎も学校も講堂も、きょうか、あしたか、1年後か、いつ起こるかわからない恐ろしい事態に、今、さらされ、先ほどから「優先度」、「順番」という言葉が出てきておりますが、何か大変怖いような話だなと思っております。この時点で、今、「山頭火のふるさと館」が4億円、5億円というお話も出ておりますが、果たして優先度からいくと、何をどう優先するのかなど、私は大変、今いろいろ悩み、疑義を感じているところでございます。

そこで、先ほど教育部長のほうからちょっと出ました「プレハブ」という言葉が、プレハブ校舎も考えてみたいが学校の敷地という、面積ということも考慮するということなのですが、敷地が狭くなっても命が助かれば、私はそっちのほうがいいかなと、今思いました。

ということで、市庁舎など、事務的な施設は、例えば、改築までルルサス防府と、もう空き店舗がまだまだたくさんございます。これは、適化法等いろいろ絡みもあると思いますが、このような緊急、今、事態と言ってもおかしくございません。このような事態の中で、国も、恐らく見て見ぬふりはしないと思いますので、ぜひ、そういうものを利用するとか、先般の同僚議員の答弁にもありました、駅北用地が、大変広い用地がございます。そこにプレハブを建てて移動する。過去に、庁舎の建設の際に、かなり前だと思っておりますが、私の記憶の中でちょっといつごろかというのは覚えていないんですが、佐波小学校に一部機能を移して事務をとったという記憶もございます。そのように対応すれば、十分、その最後の、最後と申しますか、最終的な対応までの間、十分対応できるのではないかと考えております。

さらに、もう1点、公会堂、あれほどの人員を収容できる代替施設はないかなということも、私は考えていましたが、これは恐らく、1,600人も入るような施設が防府の中にはございません。ということは、もう0.16、本当にいつ倒れても全くおかしくない状態の中にさらされております。築後もう五十数年、耐用年数も十分もう越しております。そこで、全国的にはいろいろ、鉄筋の腐食とか、いろいろ、そういうものも見つかって、使用中止という結論を出されたところもございます。もし、地震が発生したらと、想像するだけでもぞっとします。

先般も、あそこで式典がございましたが、私は出席させてもらいましたが、大変、心の中では、もし起きたら、どこから先に逃げようかということまで考えたりしておりました。ただし、5強の地震であれば、先般、東日本大震災に応援に行かれたある会社の方がおられますが、たまたまホテルで5強の地震があつて、全く動けなかったと、ひっくり返ってそのままだったと、もう死ぬかと思ったと言われておりました。思い切って、この施設は、

代替がなければ中止するという事に踏み切ったらいかがでしょうか。今の庁舎、学校、公会堂について、お答えをよろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 庁舎につきましては、今、施設の機能、それから大きさ、そういうふうなものを、そういうふうな資料を今つくり始めたというふうに回答を申し上げましたが、庁舎の建て替えにつきましては、その位置をどうするかという問題、それから規模をどうするかという問題、規模によって位置の問題も出てくると思われますし、そういう問題を含めて、これはかなり慎重な検討が必要になってくるというふうに考えております。

駅北の土地が7, 200平米、これは細切れに7, 200平米でございますが、そういう御意見もあるのではないかとこのふうには思っております。ですから、今すぐどこに建てるということではなくて、必要な規模、必要な機能、それから必要な場所ということで、検討していくことになると思います。

それから、公会堂あるいは文福にも言及……、これは、教育委員会の施設ではございますが、全体の中でやはり考えていくことが必要であろうというふうに思っております。公会堂は確かに、代替施設がないという施設でございますが、議員がおっしゃる「廃止」というのは、「今、使わない」という意味での「廃止」という意味でお聞きをいたしましたけれども……

○19番（三原 昭治君） 中止。

○総務部長（吉川 祐司君） 中止というのは、使うのを中止ということですね。

○19番（三原 昭治君） もう使えないからね。

○総務部長（吉川 祐司君） そういうふうな意味だというふうにお受けしましたが、実際のところ、その利用頻度も結構ございますし、これにかわる施設がないという実態もございます。確かに、0.16というのは相当危険な施設ではございますけれども、当面、御理解いただきながら使っていかざるを得ないというふうに考えております。

それから、いずれの施設も、相当規模、相当額が必要な施設でございます。全部足すと幾らになるかちょっと想像がつかないぐらいの金額になるわけでございますので、果たして適正な規模がどういう規模か、あるいはその単体でそれぞれ建てていくのがいいのか、もしかすれば、その文福と公会堂は合築であるとか、あるいは文化福祉会館は別の形にするとか、市庁舎との合築とか、そういうものも含めて、検討のテーブルにのせていくことになると思います。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 慎重に検討されることは当たり前のことです。今すぐというのは難しいということでしたが。そして、公会堂については利用頻度という――何が大切なのか、何をしなければいけないのかが、何か違う方向に考えられているような気がいたします。これはわかりません。災害で一番怖いことは何かということですが、まあ、これは私のほうから言いましょう。油断です。起こらないだろうという油断が、恐らく2年後とか、お金がどうの……、お金もたしか、原資がなければできませんが、そういうことから今の答弁になってきたんだと思います。

そこで、例えば1,600人の方が入られて、地震が来て崩れたということになると、または市役所に来庁された方々が、来られた、地震が起き、そこで崩れたということになりますと、私は身震いがしますが、例えば、これは、お答えができるかどうかわかりませんが、例えば、そういうこと、もう倒れるよ、崩れるよとわかっている今の現段階で起こった場合、責任の所在というのはどこにあるわけですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 個別に申し上げると、一つ一つまた別の御意見もあるかとは思いますが、まず、油断をしているわけではないということが一つ申し上げたいというふうに思っております。

それから、倒れる危険性は高い、これはその通りでございます。ただ、「100%崩壊」という意味ではございませんので、それはちょっと言葉の上ですけれども、そこはちょっと訂正をさせていただきたいということ。それから、一番大きい問題でございますが、誰が、責任がとれるのかと。で、地震とか台風、いわゆるその自然災害につきまして、行政の責任というのが、どういうふうに問われるのかと、またそれがどういうふうに法律上判断、処理されるのかということは、非常に難しい問題であるというふうに思っております。ただ、基本的には、これ、施設の管理者は市でございますので、当然、常に市の責任はあるというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 油断しているわけではないと、決して油断をしていると私は言っておりません。怖いのは油断ですよということを言っているだけでございまして、そして、「100%崩壊するということではありません」と言われましたが、100%崩壊するだろうという想定の中で、最悪の状態の中で最善の策をとるのが、私は市の対応ではないかと思っております。

市長をはじめ、市の職員の方々、そして、私たち議員がやらなければいけない地震対策

は、財産を守るためではなく、人命を守ることでありということを申し添え、この項の質問を終わります。

次に、入ります。

日常の市民生活において発生する災害や事故、事件などに対し、安全確保が求められていますが、この項では、先ほど地震をやりましたので、交通安全対策について、市の取り組みについて、どのような取り組みを行っているのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたしますが、交通安全対策について、どのような取り組みを行っているかという、大変漠然とした御質問でございますので、十分な答えになっているかどうか、非常に危惧するところでございますが、一通り申し上げさせていただきたいと思いますが、足りないところがたくさん出てくるであろうことを前もって申し上げておきます。

まず初めに、ハード面でございます。

交通安全対策施設の整備及び維持管理事業として、交差点改良工事や待避所設置工事のほか、カーブミラー・区画線・防護柵などの設置や補修、さらには、小・中学校周辺通学路のカラー舗装などを行っております。

また、歩行者や自転車などが安全に通行できる道路を確保するため、平成21年度より、あんしん歩行エリア整備事業といたしまして、市道戒町今宿線の歩道整備を行っております、今年度には完了する予定となっているところでございます。

このほかにも、市道勝間鐘紡自歩道線整備事業として、平成20年度より鉄道引込線跡地を利用した自転車歩行者道の整備も行っております、平成26年度からは第2期の工事に着手する予定としております。

そして、ソフト面につきましては、防府警察署をはじめといたしまして、防府市安全会議、防府交通安全協会、小・中・高等学校や、幼稚園、保育所、自治会連合会など、多くの関係団体・機関と連携しながら、交通安全意識の啓発活動を推進しているところであります、春・夏・秋・年末年始の交通安全運動期間中には、キャンペーンなどを重点的に展開するほか、1年を通じて、交通立哨や未就学児童、就学児童、高齢者、障害者などを対象といたしました交通安全教室なども実施しているところでございます。

なお、昨年度実施いたしました通学路の緊急合同点検におきましては、何カ所かの危険箇所が指摘されたところでもございます。現在の進捗状況は、67カ所をやっておりまして、今年度中に完了する予定が21カ所、その他が9カ所、来年度以降に行う予定となっ

ております。

今後、各関係機関により交通安全対策等が実施されて案が立てられてくると、このように思っておりますが、その結果を受けまして、引き続き対応に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 漠然とした質問の中で、具体的に御答弁いただきまして。

それでは、交通安全対策の中で、特に、死角というものを回避、排除するために利用される、活用されるカーブミラーについて、お尋ねをいたします。

カーブミラーの設置要望状況について、その設置に要した費用、過去5年間の推移をお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま御質問がございましたが、過去5年間、カーブミラーの要望等に対する設置の状況と予算の推移ということでお答えをさせていただきます。

平成20年度に、要望が実は36カ所ございまして、それまで繰り越しとなっておりました49カ所を含めまして、38カ所設置、すなわち11カ所、再度の繰り越しという状況にございました。21年度以降の数字になりますが、1年間の要望が22カ所、繰り越しを含めて33カ所、うち22カ所設置をいたしまして、再度繰り越し11カ所と。平成22年度になりまして、年度の要望箇所が30カ所、前年繰り越しを含め41カ所となりましたが、18カ所を設置して繰り越し23という状況です。23年度、これには年間23カ所、設置要望があり、前年までの繰り越しを含めて46カ所、そのうち43カ所対応いたしまして、繰り越しが3カ所、24年度の要望は31カ所、前年度からの繰り越しを含めると34カ所、そのうち22カ所設置いたしまして、繰り越し12カ所という状況にございました。

ただいま申し上げましたように、過去5年間、毎年度、繰越箇所、積み残しがございましたが、昨年12月には、通学路交通安全対策、また本年3月には、緊急経済対策の補正予算が措置されたことによりまして、本年度につきましては、繰越箇所を残さずに済む見込みとなっております。5年間、いろいろ御迷惑をおかけしましたが、今年度には、繰越箇所を残さずに済む見込みというふうになっております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 本年度には、繰り越しがなくなるということは、今年度にはだけです。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま御質問ございまして、現状といたしましては、今年度補正予算がございました関係で繰越箇所を残さずに済みそうだという説明をさせていただきます。

なお、交通安全対策費につきましては、年度予算を措置しながら対応を行っているところでございますが、御要望の箇所と実際の執行予算に多少返りが出ることもこれまでございました。ただ、市民の方々の安全対策ということでございますので、できるだけそのような状況が今後生じないように対応したいというふうには考えております。

以上でございます。

○19番（三原 昭治君） 工事費用というのが抜けている。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） すみません、箇所の御説明だけで終わってしましまして。20年から24年度までの交通安全のうち、カーブミラーの設置予算について申し上げますと、20年度が約504万円、21年度が約207万円、22年度は約128万円、23年度は約396万円、そして24年度は約151万円という執行状況にございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 今年度は繰り越しがないようにするということですが、これまで繰り越し、繰り越しが来ております。以前、同僚議員もこのカーブミラーの設置について質問しましたが、要望から設置までの流れを教えてください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） カーブミラーの設置につきましては、市民の方から随時御要望がございまして、市といたしましては、そういった要望を記録にとめながら、これまで1年に1回カーブミラーの設置工事を発注しておりましたが、近年はお待たせする期間がなるべく長引かないようにということも考えまして、前・後期の2回に分けて、約半年分の要望を随時執行しているところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 半年分の要望を後期で執行をしてるということでございます。

交通違反による反則金が全国の自治体へ交付される交通安全対策特別交付金というのがございますが、この使途と防府市への交付額の推移を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 国のほうから交通安全対策交付金として支給されます金額、これも5年間について、まずお答えをさせていただきたいと思います。

平成20年度が約2,137万円、21年度が2,186万円、平成22年度が2,044万円、平成23年度が2,026万円、そして平成24年度が2,066万円というような金額になっております。

この使途につきましては、御質問のございましたカーブミラー並びにガードレール、防護柵、その他交通安全対策の工事費として使わせていただいているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） ありがとうございます。この額についての算定方法というのはどのようになっておりますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 私どもが今、扱わせていただいております交付金につきましては、主には反則金ということになっておるようでございまして、国庫に納められました反則金が交通安全対策特別交付金という形で、都道府県や市町村に交付されていると、そういったものは全て信号機とか、道路、標識、横断歩道橋などの交通安全施設に限って使えるという補助金、交付金になっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） はい、わかりました。それで、この算定の中で一つ事故件数が増加すれば増額されるというのがたしかあったと思います。その数字から見ると、ほとんど横ばいということで、いいのか悪いのかよくわかりませんが、減ってないということになりましょう。

実は、ある自治会がことし5月、交通量が増加して住宅内から本道に出る際、出口両サイドに建物があり大変危険だということで、カーブミラーの設置を要望されたそうです。回答は、「設置します」という大変うれしい回答でありましたが、その後の言葉がありました、「来年度です」ということで、大変疑問に感じられ、首をかしげ、私のほうにいろいろ相談に来られたということがあります。危険だから、危ないから設置してほしいということでございますので、この危険が来年度ということになれば、1年ほど待ってくれるかどうか、私は、誰が考えても危険は待ってくれないと、先ほどの地震と全く同じ内容だ

と思います。

そこで、市長は、8月15日、9月1日号の広報に、「安全で美しいまちをめざして」というタイトルでメッセージを掲載されています。その内容は、「7月21日の市民防災の日特別講演を聞き、改めて安全なまちづくりについて考えさせられた」とのもので、単なる感想文的に思えて、具体的に安全とは何か、そして安全のために何を目指し、どう取り組むのかというのを、私は期待してちょっと読ませていただきましたが、その点が全くありませんでした。その点についてお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 市長メッセージというのは、限られた紙面でありますし、大体ポイントを、概略を記すということ以外その方法がないわけで、議員から見られれば、内容は不十分であるのかもしれませんが、それでも大体、私の気持ちはお伝えすることができていくと、物事を出す発信側、受信側、それぞれの感性、感覚がございますので、十分なメッセージになっていない部分があるとするならば、そのように御理解をいただけたらと思っております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 感性、感覚という部分でお話しになりましたが、具体的な内容がないということ、私は申し上げただけでございます。

そして、繰り越し、繰り越しと、本当はこれはあってはならないことだと、私は思っております。もし、繰り越して、そこで事故が起きてということになれば大変なことになります。そして、そこでつけるというのが、大体、お役所的工作、事後処置ということになってくると思います。

平成24年度の決算額は、約10億円の黒字です。そして、24年度末の財政調整基金、いわゆる市の貯金は51億円と、過去この10年間では最高額となっております。これらは、市民の皆様の貴重な税金であります。一体いつ使うのか、それは「今でしょう」となると思います。ぜひ、カーブミラーの設置を随時で行うという対応を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） カーブミラーの発注工事を随時という御要望でございます。先ほども申し上げましたように、年1回の発注を、前期・後期の年2回に分けてきたこともございます。もちろん、こういった対策工事につきましては、市民の皆様方の安全を守るためには、できるだけ早く対応すべきというふうには考えておりますので、随時ということではお答えはちょっとしにくいんですが、発注回数を増やす方向では、も

ちろん、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） ありがとうございます。発注回数を増やすということで、かなりの対応ができると思います。「安全で美しいまち」を目指すのであれば、市民が危険を感じていることに対し、柔軟な対応ではなく、敏速に対応すべきであるということ強く求め、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、19番、三原議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、13番、清水議員。

〔13番 清水 浩司君 登壇〕

○13番（清水 浩司君） おはようございます。会派「和の会」の清水浩司でございます。

それでは、通告の順に従って、3項目について質問させていただきます。

3項目については、武道の授業について、災害避難所について、それから不法投棄、この3点でございます。どうぞよろしく願いいたします。

武道授業については、6月議会でも質問させていただきましたが、私は、若い時分に武道の一つであります少林寺拳法をしておりました。現在も実はしておるんですが、18歳からランナー人生を送っておったんですが、少林寺拳法を知り、引退しまして、名古屋で少林寺拳法を始めました。30代には、多度津の本部にも、夏合宿等に行きまして、結構一生懸命修行した時代もありました。現在も実は防府東道院というところで副道院長を務めながら、青少年に指導もしております。

聞くところによりますと、三原議員、橋本議員も少林寺拳法経験者と聞いております。また、お二人とも立派な体格なんで、少林寺拳法何かよりも——私のような小柄な人間に少林寺は向いているように思います。そのような武道歴から今回も武道授業を取り上げさせていただきました。

今、日本柔道は、かつてないほど危機にあると言われております。講道館柔道を創始した嘉納治五郎は、精神修養の重要性を説いておりました。しかしながら、これは前回の東京オリンピックで初めて柔道が正式競技になったわけです。それ以来、柔道は精神修養から勝つこと、金メダルをとることを目指す競技柔道に変わってきてまして、結果的に、今の柔道界の混乱に至る道を歩み始めたように思います。最近でも、天理大学がマスコミをにぎわせております。

柔道界の混乱も深刻な問題なんですが、それ以上に重大なのは、柔道の事故のように思

います。名古屋大学の内田教授のデータによりますと、1983年から2010年の28年間で、中学・高校における柔道の死亡事故は114名です。他のスポーツに比べて異常に高い数字です。また、死亡はしなくても多くの子どもたちが植物状態になったり、深刻な高次脳機能障害になっているというデータがあります。

さて、防府市では中学校で、武道の必修化がスタートしております。そして、全国の7割の学校が柔道を選択しております。日本には、武道団体が9団体あります。柔道、剣道、空手、合気道、少林寺拳法、弓道、なぎなた、銃剣道——銃剣術ですね、相撲、これだけの9団体があります。これだけの武道がありながら、子どもは自由に選ぶのではなく、種目は学校が選んでいます。中学校は義務教育であり、国家の強制によって、親は、あるいは子どもたちは、不安を抱えつつ、柔道をやるしかない現状です。

クラブ活動において、事故が起きるのは、春から夏で、秋になると比較的事故が減っております。つまり、ある程度基礎体力がついて、首の筋肉がしっかりすれば、事故が減っているというデータがあります。柔道の事故については、114名という死亡事故は、これは大半はクラブ活動であります。しかしながら、柔道の授業でも、同じことが起きる可能性は十分にあります。

そこで、お聞きいたします。中学校で、武道を指導している教師は、教職課程で柔道をかじった程度が大半と聞いております。また、先般お聞きしたときに、外部派遣講師のことをお聞きいたしました。どのような方が外部派遣講師としてかかわっておられるのでしょうか。できれば、中学校で指導する教師の武道歴や指導歴についてもお聞きいたしたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 武道授業について、お答えいたします。

1点目の外部指導者の経歴についてでございますが、山口県教育委員会では、山口県柔道協会及び山口県剣道連盟等に所属しておられる方々の中から、外部指導者として協力いただける方に、「指導協力者」として登録していただきまして、学校へ派遣するための体制を整えております。登録された「指導協力者」のうち、防府市在住の方は、柔道については7名、剣道については1名おられます。その方々は、過去に警察官、刑務官、学校関係者として勤務されていた方や、現職として一般企業等に勤務されている方です。また、ほとんどの方が現在もスポーツ少年団等において指導をされておられます。

次に、武道担当教師の具体的資格と指導歴についてでございますが、市内の全11中学校のうち、野島中学校1校が剣道、その他の10校が柔道を選択して武道授業を実施して

おります。現在、本市中学校の保健体育科教員の23名がおりますが、このうち13名が柔道の有段者で、初段が10名、2段が3名おります。

本市中学校の保健体育科教員全員は、武道必修化が導入された平成24年度以前から、十分に柔道の指導ができる力量を持っておりました。また、柔道を選択している中学校の保健体育科教員は、柔道の指導経験や研修を積んでおきまして、剣道を選択している野島中学校の保健体育科教員におきましても、剣道の指導経験者であります。

さらに、防府市教育委員会では、武道必修化の意義と目的を授業において実現することができるよう、平成24年度から、本市中学校の保健体育科教員全員参加による「柔道における安全指導研修会」を開催し、剣道を選択している野島中学校につきましては、「指導協力者」を招聘いたしまして、生徒への指導の充実とともに、教員の研修の場として指導力の向上を図ってきております。

今後も、外部指導者の協力を得ながら、各中学校において、一層、安全で充実した武道の授業が実施できるよう支援してまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 13番、清水議員。

○13番（清水 浩司君） 答弁ありがとうございました。若干質問させていただきます。

まず、外部派遣指導者は、各中学校に均等に派遣されているのでしょうか。それから、初段が10人ということですが、以前、講習を受けただけで柔道の有段者の資格を与えたとかいうようなニュースもありました、報道もありました。段位もさることながら、修行年限がどれぐらいかでかなり力量も違ってくるように思います。そのあたりもわかれば教えてください。

それから、教育の関係の予算書には、この柔道の派遣教師の経費については載っておりませんが、どこから経費が出ているか、これもわかれば、教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 質問が2点あったかと思います。まず初めの、1点目の教員の、いわゆる指導、柔道を指導する教員の経験あるいは有段者の、一、二回のいわゆる講習だけではないかということですが、私ども防府市教育委員会では、先ほども申しましたが、この武道必修化に先立ちまして、安全に対する指導の徹底ということで講習会を開いてきましたし、県のほうもまた、そうした講習会を開いてきております。

本市の保健体育科教員の、先ほど有段者ですが、初段が10人、2段が3人ということでしたが、この者も含めまして、いわゆる大学のときから、そうした講義等で年間を通じ

てやっぱり武道という、そうした講座を受けて単位を取ってきておりますし、また教員になりましてから、これまで武道の必修化以前からそうした部活動等で指導してきております。また、保健体育科の教員、ほかの教員も一緒なんですけど、それぞれの教科には教える内容、領域等がございます。保健体育科の教員は、この武道だけでなく、陸上、ダンス、さらにはいろんな競技を教える、そうしたことを繰り返してきておりますので、現在、必修化となりました武道につきましては、さらに、それに加えて安全に対する指導の徹底ということで指導してきておりますので、決して経験がないという者の集団ではないというふうに思っております。

それと、もう1点は、外部指導者の経費はということでしたが、現在、外部指導者につきましては、柔道7名、剣道1名おられますが、昨年度までの実績で申しますと、この外部指導者が学校に入った場合は、これは、県の事業がございまして、すみません。ちょっと資料を、地域スポーツ人材活用実践支援事業というのがございまして、そうした登録者の中から、あらかじめ外部指導者をお願いする方を学校が、私どもを通じて県のほうに提出します。それを県のほうから、それに伴って、その予算の範囲内でその指導に対する謝金、さらには保険等、そうした経費を出してくれています。昨年度までの実績ですが、市内、満遍なく外部講師がついているかという御質問もちょっとありましたが、実績は過去、柔道で1件、剣道で1件申請がありまして、それぞれ県のほうから経費が出ております。今年度はまだ実施しておりませんので、未定でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 清水議員。

○13番（清水 浩司君） どうも、丁寧なる御回答ありがとうございました。

聞くところによりますと、授業が2学期、3学期に集中しているということは聞いておりますので、また私も各校に見学に行って、実際どのような指導がされているかというのを、この目でよく見て、またこの場でお聞きしたく存じます。どうもありがとうございました。

それでは、2点目の災害避難所について、質問させていただきます。

災害の避難所という件につきましては、3月議会でも一度、一般質問させていただきましたが、その後、山口北部豪雨災害等もありましたので、一步踏み込んだ形で、再度避難所について質問させていただきます。

その前に、災害に関しては、初日に山田議員の一般質問に対する執行部の説明等もありましたので、私も現地にボランティアで行った者として、少々、その辺の状況もあわせて説明させていただきます。

先般の北部山口豪雨災害では、小野地域自治会連合会と社会福祉協議会の共催で須佐地区、須佐の小川地区、須佐の江崎地区に5日間にわたりボランティアに行っていました。ちょうど暑い盛りでございました。ここにおります同僚の和田議員も私たちと一緒に参加してくれました。

須佐は非常に遠くて、小野地区から90キロメートルあります。行くだけで車で90分、バスで行きますと100分かかります。ちょうど、連日36度、37度という猛暑の中、行ってまいりました。

先般、山田議員の一般質問の際に、小野地区からは五十数名というような回答があったように思いますが、1次派遣は58名行ってまいりました。小野地区では、行ってみないと状況はわからない、とにかく行ってみようじゃないかということで行ったところ、まだまだ片づいていないということがわかりまして、2次募集を行い、35名応募してくれまして、結局、延べ98名が参加してくれました。

防府市も、約180名の災害ボランティアを派遣しておるようでございますが、先ほどから、カーブミラーのところで「今でしょう」というフレーズがありましたけど、とにかく早く行くべきです。ただし、災害直後に行ったんでは、これは状況はわからない、やはり1週間後ぐらいからは、すぐに活動するのが最適のように思います。

現地の状況や作業の大変さを知るためには、できれば管理職の方も現地に行って、まあ、作業は少しだけでも、とにかく現状を見るぐらいのことは必要じゃないかなと、このように思います。現地に行ってみて初めて気づくことがたくさんあります。特に、徳佐から須佐への沿線の被害、中心部は背の高さまで濁流が来ております。小川地区、江崎地区の濁流の跡のすさまじいものがありました。

小野地域のボランティアの大半は、60代です。60歳以下は5名のみでした。大半は60代、70歳以上が8名参加してくれました。小野地区においては、4年前の災害の経験から恩返しをしなければいかんという気持ちもあり、そして、当時のボランティアの経験からも、軽トラに大量の飲み物、医薬品、高圧洗浄機、ポンプ、発電機、チェーンソー、バール、その他、これをもう軽トラ1台に全部積み込んで、1台、毎回伴走して行きました。随分役に立ちました。やはりいろんなことを経験するというのは役に立つもんだなと思いました。

60代以上の多くの、世間でいうところの高齢者が応募してくれたことに対しては、その心意気が非常にうれしく、感謝いたしました。実に、高齢者ながらやる気がある人が参加してくれたように思います。小野地域は、ちょうど4年前の災害のときには、土石流で傷めつけられて、多くのボランティアに助けられて早期に復旧いたしました。そういった

意味で、災害に対する意識やボランティアに対する意識が非常に強いように思います。

少々、前置きが長くなりましたが、本題に入ります。

災害は、先ほどのやりとりの中でもありましたが、いつどこで起きるかわかりません。防府市から避難勧告が発生されたり、豪雨や台風で身に危険を感じた場合に、どこに避難するかが問われます。無理をして指定避難所に行こうとしたが行けなかったというような事例をよく、テレビでごらんになった方もあるのではないかと思います。

そこで、いろんな人に問いかけてみますと、避難所については、いろいろな種類があることを把握している人が少ないように感じます。一時避難所、「一時」は、「ひととき」の「一時」ですね、一時避難所と防府市が指定した自主避難所、指定避難所——自主避難所に職員を派遣することによって指定避難所になるわけですね。そのような言葉の意味を一つ一つわかりやすくもっと説明する必要があるように思います。

もう一度整理します。「一時避難所」とは、直ちに近くで一時的に逃げ込むことのできる自治会が指定した避難所です。例えば、公会堂とかお寺ですね、神社。「自主避難所」とは、防府市が開設する避難場所です。これは主に公民館が充てられています。「指定避難所」とは、職員が駐在することで、先ほどの自主避難所が指定避難所になります。小学校、中学校、公民館、福祉センターなどです。

もう一つ、一次避難場所として、今度は1次、2次、「次」ですね、「次」の字を使った一次避難場所があります。広域避難場所とも言います。広場なんかに避難する場合は、これが一次避難場所です。一時避難所、自主避難所、指定避難所の区別をはっきりと説明して啓発することで、災害時の避難場所について、住民は避難場所を把握できるようになります。

3月議会でも質問いたしましたけど、一時避難所は自治会みずからが指定するよう指導すべきかと思います。場所を選定する際、自治会が主体性を持ち、土砂災害や洪水のハザードマップなどで危険箇所や安全場所を検討することは、地域における防災意識の高揚にも役立ちます。小野地域では、小野地域自治会連合会が主催して、来年度から毎年6月末に、最終日曜日に防災訓練を定期的にやろうではないかということを決めました。先般、特養高砂の以前あった真尾地区では、鉄筋や鉄骨の建物を一時避難所に見立てて避難する訓練を先般実施しております。

そこで、お聞きいたします。一般の家庭でも頑丈な建物やコンクリートの建物等を一時避難所として登録し、その建物に一時避難所のシールを張って、住民に広く啓発してみればいかがでしょうか。そうすれば、遠くの指定避難所に危険を冒していくこともなくなるように思います。当局の見解をお聞きいたしたく存じます。よろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） さきの山口北部災害復旧のため、5日間にわたりボランティア活動をされた延べ100名の皆様方に改めて心から感謝申し上げます。

さて、地域における一時的な避難所と市の指定避難所の違いについてでございますが、現在、市の指定する避難所は、災害時などに市が指定して開設する指定避難所が81カ所と、公園や広場、緑地などのオープンスペースである一時避難所や広域避難所が29カ所の合計110カ所ございます。

災害時に、避難勧告や避難指示を発令する場合、81カ所の指定避難所の中から災害の種類によって、開設する避難所が異なっております。また、市が指定して開設する避難所のうち、各地区公民館・野島漁村センターと福祉センター及び向島の「指定障害者施設ゆうあい」が自主避難所にもなっております。市民の方が身の危険を感じられるなどして、自主的に避難される場合に職員を配置して対応することとしております。

このような指定避難場所などの周知につきましては、3月議会でも御答弁申し上げましたとおり、市のホームページや市広報への掲載をはじめ、土砂災害や洪水、高潮といったハザードマップや、今年度配布いたしました「市民便利帳」にも避難所の位置表示とあわせて記載しているところでございます。

さて、御質問の一時避難所、「いつとき」ですね。一時避難所は、自治会で指定するよう指導してはどうかということでしたが、地域で定められる一時的な避難所につきましては、市の指定避難所や自主避難所と違い、管理や運営も地域で対応していただくようになりますが、対象地域に避難勧告や避難指示が発令された場合は、市の指定避難所に準じ、食料などの物資の提供を行うようになります。

地域で一時的な避難所を定められますことは、災害時の危険箇所及び避難で移動する距離やルートの確認といった防災意識を高めることにもつながりますので、自治会などに御協力いただきながら、そのような一時的な避難所を定めていくようお願いしてまいりたいと考えております。

また、一時的な避難所の届け出をいただきました場合には、表示シールを配布させていただきよう作成を進めているところでございます。今後、市の指定避難所や地域の一時的な避難所と、その違いにつきまして、市広報やホームページなどへの掲載をはじめ、地域で開催されます出前講座や防災訓練などにおきましても、お知らせをしてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 13番、清水議員。

○13番（清水 浩司君） どうもありがとうございました。市長の言われるように、一時避難所については、自治会のほうで指定して、設定するというので、今後、ここに今届け出というようなことが、御説明がありましたが、届け出というよりもぜひ積極的に投げかけて、あるいは今後その建物の所有者と協定を結ぶとか、そのような方向で進めていただけたらと、このように思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、3番目の不法投棄について、質問させていただきます。

小野地域では、自治会環境美化推進協議会合同で、昨年12月に不法投棄されたごみの回収作業を実施したことは、3月議会でも皆様に御説明いたしました。しかし、その後、仁保に抜ける県道27号線、真尾から牟礼に抜ける市道沿いに多数の不法投棄されたごみが、その後も見受けられます。

小野地域では、その後パトロールを頻繁に行い、また、久兼、奈美、真尾地区に多数の看板を立てておりますが、その後も不法投棄は、以前よりは減りましたが、後を絶ちません。3月議会の折に、監視カメラの設置を検討すると答弁していただいております。市営の自転車置き場には監視カメラがあるようです。電源のある場所には、比較的低価格で監視カメラをつけることも可能ではないかと思っております。また、山道の電源のない場所に、ソーラーパネル等を利用した監視カメラをつける方法もあるかと思えます。

3月に「検討」という言葉をいただいておりますが、その後、御計画や予算について、検討の結果をお聞かせいただきたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、廃棄物の不法投棄は犯罪でございます。本市に限らず多くの自治体が抱えている問題であるわけでございます。このような中、小野地区におかれましては、議員をはじめ、地域の多くの方々によりまして、昨年12月に実施された不法投棄廃棄物の回収をはじめ、定期的な不法投棄監視パトロールなど、不法投棄防止活動を実施されておられることに対しまして、心から感謝申し上げますとともに、「自分たちのまちや地域の環境は、自分たちで守る」という強い意志のあらわれに敬意を表する次第でございます。

本市といたしましても、廃棄物の不法投棄対策といたしまして、不法投棄禁止看板の配布や市広報に啓発記事を掲載するほか、山口県山口健康福祉センター、防府警察署及び隣接する山口警察署などの関係機関と連携して、現地調査や監視パトロールなどを実施し、不法投棄事案への対応と未然防止を図っているところでございます。しかしながら、依然

として人目につかない道路沿いや山林などへ不法投棄が後を絶たない中、不法投棄監視パトロールまで実施されている小野地区をはじめ、各地域では、さまざまな環境美化活動にも取り組まれておりまして、重ねて感謝申し上げる次第でございます。

さて、議員御案内の監視カメラでございます。御承知のとおり、監視カメラ設置の利点といたしましては、廃棄物を投棄した者を特定するという目的とともに、「監視カメラ作動中」という看板を周辺地域に併設することによりまして、不法投棄を未然に防止する効果があると強く認識しております。

現在、全国的にも不法投棄対策の有効な一手法として活用されておりまして、県内におきましても、既に下関市など3市で運用されておりまして、設置された区域では、不法投棄の状況が改善されるのみならず、行政の不法投棄防止に対する強い姿勢を示すなどの効果がありますことから、本市におきましても、積極的に導入すべく準備を進めているところでございます。

これまでの調査・検討の過程におきまして、幾つかの自治体の運用状況などをお聞きしております。一例を申し上げますと、監視カメラ本体につきましては、解像度、赤外線照射撮影、センサー機能などの性能に比例して価格も高価になります。安価なカメラもあわせて取り入れるなどして、広範囲な地域における投棄行為の抑制を重点とされている自治体もございます。また、監視カメラの運用につきましては、地域の実情に最も精通しておられる地域住民の皆様と連携しながら、不法投棄の監視強化の充実を図っておられる自治体もございます。

このように、その地域の実情に応じて監視カメラが導入されていることがよくわかりましたので、本市といたしましても、先ほども申し上げているところでございますが、先進事例を参考にして、前向きに取り組んでいくよう指示をいたしておりまして、早速、監視カメラの設置につきましては、予算措置が伴いますことから、来年度の当初予算に計上し、実施してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、お願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 13番、清水議員。

○13番（清水 浩司君） 御回答、大変ありがとうございます。昨年、作業をしてくれた三十数名のみんなに、このことを話せば、大変喜ぶことと思います。

小野地域は、佐波川の上流でございます。それは、ひいては、防府市の水道局の関係の水のもとでございます。しっかりと小野地域の不法投棄をなくすことを努めて、防府市の皆さんのためにも、おいしい水を確保するためにも、ぜひ監視カメラについて、検討して

いただき、また前向きな回答をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、13番、清水議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時45分 休憩

---

午後 0時59分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問でございます。

次は、22番、中林議員。

〔22番 中林 堅造君 登壇〕

○22番（中林 堅造君） 失礼いたします。私は「和の会」の中林堅造でございます。

今回はふるさと納税について質問をさせていただきます。

大都市と地方間の税収格差をふるさとへの寄附で是正しようとする、そういったことでもって、2008年1月以降の寄附から始まったと、ちょうど5年目という節目を迎えておりますふるさと納税というよりも、ふるさと寄附金制度のほうが耳目を引いておるのではないかもしれませんが、実は官庁速報なるものを見ておまして、本年7月1日の「ふるさと納税、運用面に課題も」という項目が目にとまりました。

総務省の市町村税課の幹部は、非常に意義のある制度である、東日本大震災の後、被災地に多額の寄附が寄せられたということで胸を張っている、近ごろは寄附した人に米や日本酒などの特産品を送っている自治体が注目を集めている。新たな寄附を呼び込むための工夫で、特産品を送ってくれる自治体の特集が雑誌に取り上げられているなどと書かれている。

我が防府市は、制度導入以来、この制度の周知、寄附者の協力を得るため、どのように取り組んでこられたのか、新たな寄附を呼び込むために何をしておられたのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 22番、中林議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御存じのとおり、平成20年4月の地方税制改正におきまして、寄附金税制の見直しがなされましてふるさと納税制度が導入されました。

これは、「ふるさとに貢献したい」、「ふるさとを応援したい」という思いを税制上、後押しするという観点から、地方公共団体に対する寄附金につきまして、一定の限度額まで個人住民税と所得税からの控除を拡充するという制度であります。

ふるさと納税制度の導入に伴いまして、本市では、市のホームページに「ふるさと寄附金」専用のページを開設し、市の主要事業やふるさと寄附金の手続方法などを紹介いたしまして、ふるさと寄附金のお願いをしてまいったところでございます。

また、毎年パンフレットを作成しまして、全国の地元出身者団体や市内にございます高等学校の同窓会にパンフレットを送付し、ふるさと寄附金の周知やPRに努めているところでございます。

このうち防府高等学校の同窓会の一つで、2,000人を超える会員で構成されております、東京九華会の総会には、市の担当職員が会場に出向きますとともに、私も個人的に参加して総会にお越しになられた皆様に、その折には直接お願いをいたしているところでございます。

さらに、全国の知人や同窓会などで帰省した友人にも、ふるさと寄附金の趣旨を丁寧に説明し、寄附への御協力をお願いするなど、微力ながらふるさと寄附金制度のPRや寄附者の拡大に努めているところでもございます。

今年度から、2つの新たな取り組みも始めておりますので、御紹介させていただきます。

まず、1つ目といたしまして、制度開始から一度でも寄附をしていただいた皆様に、防府市の旬な観光情報などをお届けする「ふるさと便り」を年4回の予定でお届けすることとしておりまして、第1号を7月にお届けしたところでございます。「ふるさと便り」をごらんになった方から、「これまで1回しか寄附をしていなかったが、これからも寄附をしたい」といった御連絡もいただいております、「ふるさと便り」をお届けした方から、既に10件近くの寄附のお申し込みもいただいているところでございます。

2つ目の新たな取り組みといたしまして、市の主幹以上の職員から、市外・県外にお住まいの御親族・御親戚や御友人を紹介してもらい、その方にパンフレットなどを直接送付し、寄附金のお願いをさせていただくという取り組みで、現在その準備を進めているところでございます。

そのほかの取り組みといたしまして、制度開始から5,000円以上の寄附者の皆様へ500円分のクオカードを御礼の品としてお贈りしておりましたが、昨年度からは防府ブランド「幸せます」のPRも兼ねまして、「幸せます」関連商品を御礼の品としてお贈りいたしております。

お受け取りになった方からは、「防府からのクリスマスプレゼントに感激し、とても懐

かしく感じました」とか、「贈っていただいた、ふるさとの香りたっぷりの商品を友人・知人にお裾分けし、防府を大いにPRいたしました」といった御礼のお手紙などもいただき、大変好評をいただいております、さらなる寄附の増加へつながってくるものと感じているところでございます。

以上、申し上げましたとおり、さまざまな取り組みを行い、防府市ふるさと寄附金制度の周知や寄附者の拡大に努めてまいりまして、新たな取り組みも思案しているところでございます。

議員各位におかれましても、全国からふるさと防府に多くの応援がいただけますよう御支援、御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 22番、中林議員。

○22番（中林 堅造君） ありがとうございます。

新たな取り組みをしておられるということをお聞きいたしました。

「ふるさと便り」を送られてということで、7月1日スタートということで楽しみにしております。

再質問でございますが、冒頭申し上げましたように、ちょうど5年目ということで、我が防府市のこの制度の年度ごとの、これまでの寄附の件数、あるいは寄附金額、この実績を教えていただけたらと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 平成20年度から今年度までの寄附の件数と実績でございますが、平成20年度は78件、186万4,000円、それから21年度が45件、251万800円、それから平成22年度が31件、161万円、平成23年度が39件、174万6,000円、平成24年度が38件、136万4,000円、本年度が8月末まででございますが21件、53万円となっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 中林議員。

○22番（中林 堅造君） ありがとうございます。

計算をしてみますと大体1件当たり、これ4万円近いものだと思っております。

1万円以上、あるいは5,000円以上という寄附を募られる中でもって1口、1件が4万円近いというのは、相当やはり防府を愛して、そして防府を離れて改めて防府に恩返しをしたいという思いのあらわれだろうとは思っております。

私もこのことを確認をしてみまして、どうも最近の傾向は特産品を出されるからということで1口当たり1万円あるいは5,000円以上という、その商品を楽しみにというこ

とで、全く縁のない町にでも寄附金をという形でもって、贈り物をいただくというようなパターンが多いというその中でもって、これだけの1件当たりが4万円近いものということとは素晴らしいことだなというふうに思っております。

以前から同僚議員も、このふるさと納税については一般質問されておられるし、市長の答弁の中でもいろんなところで努力をしておられる、私自身も議員をさせていただく前はそういった話は直接お聞きしておりました。

しかし、この1年当たりの合計の数、金額なんですけど、200万円を超えたのが平成21年度、これは豪雨災害ということもあってのことだろうというふうに思いますが、大体5年間で1,000万円ぐらいでしょうか、いただいておりますというふうに思っております。

このやっぱり伸び方というものが少し芳しくないのかなという気もしなくもないので、私なりに少し考えを申し上げまして2つ目の再質問をさせていただきたいと思いますが、市のホームページを見てみますと分野別の主要事業が載せてあるわけでございます。

新しいパンフレットも見させていただきましたが、その中にも分野別の事業が書いてあるわけでございます。

寄附をなさる方にとってこれは何か余りにも漠然とした、そういうふうな書き方であって、寄附したくなるような書き方、そういうものができないものかなというふうに思うわけでございます。

寄附者が事業を指定して寄附をすることができないのかなということでございますが、その点についてお聞きしてみたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 寄附者が事業を指定して寄附できないかと、あるいは寄附者の希望される事業で予算をつけることはできないかということにつきましては、これまでも庁内でも、あるいは外からの御意見も何度かいただいているところでございます。

庁内でもいろいろと検討をして協議はしたんですけども、まず一つには寄附の額の問題がございます。事業を個別に指定をされますとやっぱり額がどうしても小さくなってくると、そうすると事業を実施するまでに何らかの形でお金をためていくことが必要になってくる。

それも総体の額が5年間で1,000万円ぐらいですから、個別の事業に分けるとかなり小さい額になってくるというふうな問題点がございます。

それから、ある程度こちらのほうで絞り込んで御提案をするという方法もあるかと思いますが、寄附をされる方がどの程度その絞り込んだ内容にマッチした形のものがあるか

どうかというものもございます。

それから、実際の予算化するとき、やはりこれは財源にしてしまうということではなくて、寄附をいただいた分を何らかの形で、別枠で措置をすべきであろうというふうに思っていますので、これもやっぱり額の問題と期間の問題というのが出てくるような気がいたします。

そういう理由でございまして、今のところはパンフレットにございますように、大まかなジャンル分けということでふるさと寄附金をお願いしているところでございます。

じゃあ、例えばある一定の額で、額をもって、これに使ってほしいという御希望があったときはどうかということですが、これはやはり現実的な問題として対応できるものは対応したいというふうには考えております。

ただ、今のところ、まだそういう特定の目的というのは、はっきりと申された例というのは、今までのところはございません。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 中林議員。

○22番（中林 堅造君） 特定の事業に大きいお金をとすることはあると、可能性はあるわけでございます。

隣の周南市のちょっと事例なんですけど、周南市のホームページに載せてあることにつきまして申し込みの事業メニューですか、それを見ますと最初が徳山動物園の魅力アップに関する事業があります。これ件数が31件、金額が800万円です。

その次が人間魚雷回天の歴史を伝承する事業、これの件数が10件で、これは44万3,000円、次が3番目に特別天然記念物ナベヅルの保護に関する事業、これは5件でございまして31万5,000円ということになっております。

それから、金額の大きいものを見ますと、奨学金の貸し付けに関する事業、これが5件なんですけど317万円、それから13項目あるんですけど、その12番目、その他目的を達成するために市長が必要と認める事業、これが9件、152万円なんです。

そして、最後に市長にお任せしますと、この項目、件数は7件なんですけど、2,283万円というふうになっております。多分これは個人でというよりも、企業が若干そのために何とか寄附をしたのかなというふうには感じるわけでございます。

そうしたことで、これが平成25年3月31日現在のものなんですけど、ただ、それでお礼の品というのがあるんですけど、それぞれ。それでその周南市のお礼が名刺なんです。名刺です、商品ではなくって、周南市は市民を志す民、その「志民」というふうに捉えて名刺50枚が、金額が幾らであってもその名刺50枚ということなんです。

これはそのふるさと、周南市ですか、それをしっかり応援してほしいという、そういうサポーターのような感じになっていただいてその名刺50枚配って、それぞれがまた新たに寄附金を出してくださる方々にお知らせをすると、そういうことになるわけです。

それで、そういうことを考えれば、先ほど部長がおっしゃったんですが、個別になると金額が小さくなったりとか、あるいはなかなか枠をきちっととっていく措置をすると、それが金額がたまらなければなかなか難しいというようなこともあるわけでございますが、私もそういう意味でもって防府のことについて、具体的な、寄附者が寄附したくなるようなものということになると何だろうかなというふうに思えば、第一がやはり徳山動物園をいけば、防府市のロープウェイですよね、やっぱりその充実、あるいは支援といいますか施設の改修とか、そういった援助をしていただければいいかなと思いますし、種田山頭火の資料収集のために何とか寄附をしてもらえないだろうか、あるいは寄附しなくてもいいから資料収集のためにお願いしますよというようなことを、こちらから発信しておれば、そういう資料を持っているよという方が目にとまればそれを直接もう送ってくださると、そういうようなことにもつながることにもなるかと思うわけです。

それから、向島小学校の寒桜ですか、その支援とか、やっぱりあと子どもたちのための奨学金の支援とか、そして市長にお任せというような、本当にそういったことを具体的な、寄附する者が寄附したくなるような項目をしっかりと出して、そしてその寄附者にこれだったらどうですかというようなものを掲げていきたいなど、そういうふうに思うんですが、それについて何か御意見があれば教えていただきたい。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） このふるさと寄附金、ふるさと納税制度のスタート当初は、私が記憶しておるところでは5項目ぐらい大まかな、ここにというのがあって、最後の6番目が市長にお任せしますというところに丸をしていただくのが、あったような気がしております。

たしか、一番最初の、さっきの件数で多いときが85件ありましたけれども、このときは私の個人の知り合いに200通ぐらい、自分のほうで切手も張って出した記憶があるんですけれども、そのときは、その6番目に丸が多かったように私は思っておりますが、それ以降そういう形をどうもやめたようであります。

ただ、よく考えてみますと、寄附をいただく立場である私どもとしては、しっかりとした受け皿を御用意するといいますか、そういう姿勢が大切ではないかなあというふうに思いますし、どういうインセンティブにするかということもこれもまた極めて大切なことであろうと、寄附をしてやろう、してみようと、こういうふうに思われるような仕掛けと言っ

たら御無礼ですが、そういうメッセージをこちらのほうから発信をしていかななくては、寄附していただけるという行為にまで最終的にいかないのではないかと考えております。

直近、大変高額な寄附金を事業名を指定されて、そういう動きも実はございまして、先般来からそれに向けて私も手紙を書かせていただいたりとか、そういうことも現実になってきておるんですが、その動機づけというの、やはり、かえって恐縮しましたというふうなお手紙から事が起こっていったようでございまして、やはりこちらの姿勢が大切ではないかなと、役人的な発想でこんなものがあるからこんなことをやっとうみたいな感じで、年々同じようなことを繰り返していたんでは毎年毎年、だんだん少なくなっていってしまうだろうと思います。

周南市さんのいい例も御披露いただいたところでございますが、よく他都市のいいところも勉強させていただいて防府市らしいものをつくってみたいと、このように思っております。

○議長（行重 延昭君） 中林議員。

○2番（中林 堅造君） ありがとうございます。

防府市のホームページ、防府市ふるさと寄附金申込書というのがあるわけですが、それを見ますと要望といいますか、声を、こういうことを希望しているとか、そういう書き込む欄がないわけなんです、そういうことも含めたものも必要ではないかなというふうに思っております。

次に寄附者ですね、名前と金額、これ、ホームページに載せているところもあるんです。それは当然公表の承諾を得てということなんです、その承諾を選択できる制度がなければ載せていいか悪いかということを示していないと、名前は書けるけれども、金額も書けるけれども、黙っておれば載らないということになるわけです。載せたい、載せてほしいなって思われる方もあるかもしれないです。

それで一つ、鳥取県の米子市の例なんです、米子市は平成24年、申し込み件数は7,201人、金額は8,900万円なんです。これは使い道も寄附者が指定できるんです。指定できるんでそのことも含めて要望といいますか、使ってほしいという考えの方もいらっしゃるんですが、実はその裏に米子市が寄附が多いのはやはり記念品ですね、地元特産品の贈呈、これがやはり一番大きいというふうに、市のほうでは、私、お聞きしました、言っておられました。

そして、このことでクレジットカード決済、これを利用させてほしいという寄附者が大変多いということでございます。

7,201人のうちの公表してくださいという方々が2,585人です。匿名のほうか

いいですという方が4,616人です。

そういうことで全てが全てではないんですが、この約7,000人のうちの2,500人を超えるということは、やはり名前を出していただいても結構ですよ、ふるさとから遠く離れているような方々、あるいは特産品をいただいているというような方々にとって、名前を出そうが出すまいがそんなに気にしないよというような気持ちもあるのかもしれない。

地元特産品の人気で23年よりも寄附者数で2.6倍増えた、金額で2.3倍増えたというふうなことだそうです。

ただ、先ほど申しましたけれども、この全体を件数で割ってみると金額が1万2,000円なんです。ですから、いかにそういう商品といますか、いただけるものを目当てに寄附を出しておられるということの数が多いんだろうなということだそうです。

防府市のこの贈答品、先ほど市長からもお話がございましたパンフレットにも写真入りで載っておられるわけですが、5,000円以上で幸せます外郎、幸せますラー油、そして天神鱧の雑炊の小さいほうですかね、そして1万円以上はその5,000円のものプラスに幸せます淡如水、この淡如水ですね、それから幸せます珈琲、山頭火のカレンダーということだそうです。

先般、上下水道局の決算のときに私も出席しておりまして、この淡如水、これ防府のおいしい地下水を殺菌なさっておられるということで、我々は、この防府に住んでおると、防府がいかに造り酒屋が多かったかということがよくわかるわけですし、ポンプで水を汲み上げているとこの水が大変おいしくて、当時はまだコーヒーを飲むというような習慣もなかったわけで大変おいしかったわけですが、その幸せます淡如水と幸せます珈琲、この2つが一緒になっておるところが、私はこれはいいところだろう、目をつけていращやるなというふうに、つくづくこのたび商品を見ましてそういうふうに感じました。

淡如水という意味は長くお付き合いをすると、そういうことなんですね、莊子に出ておるといふ、その言葉というふうには私は考えておるんですが、長くお付き合いをしてくださると、そうするといいねという意味であって、本当にすばらしいネーミングだなというふうには私は思いました。

こういうことの取り合わせでもって、いろいろ考えておられるわけですが、ほかにもそういういろいろな品物があるとは思いますが、私も今回ちらっと、まだほかにもいいものはないのかなと思ったわけですが、やっぱり幸せますを軸にした形でもって進めていかれるわけですから、この幸せますという字の入った特製のセロテープを考えられて、どこにでもそのセロテープでもって封筒の裏に、今のりづけをしないでセロ

テープでぷっとう張るといふようなことも習慣がついておりますので、いろんなところでこのセロテープをお使いになるわけでございますし、そういうものをやはり防府出身の遠くの方々にそういったものも送れば、いろんなところに封書を出されれば、それもお使いになれるでしょうし、いろんな意味でもってそれをまたこの防府市から発信したものであるなというふうなことで、気がついてくださる多くの方々が出てくるんじゃないかと思ひます。

それと、引き続きまして関連する質問にいきたいと思ひます。

ことしの7月1日までの、先ほど総務省の話を出しましたが、その後にもまだ文章が続いていくわけなんです、寄附に対する返礼は制度上問題はないけれども、寄附金額に見合わない高級な特産品が、自治体が損をするだけではないかというふうなことで、寄附金をめぐり自治体間の競争激化に疑問を投げかけておるようでございます。

また、寄附の手續に自治体間で、ばらつきがあつて、使い勝手がよくないということの指摘もあるようでございます。

先ほど申しましたがクレジットカード、インターネットで決済できる先進的な自治体があれば、従来どおり金融機関での振り込みでしか受け付けないケースもあるから、運用面で見直しが必要な部分もある、こういうふうに乗せておつたんです。

そうすると、私はいずれこのことについて、総務省がいろんな面でもって実態を調べていくんであろうなというふうなことを思つておりましたら、この9月13日に、総務省がふるさと納税について、全自治体を対象に初めて実施した実態調査の結果を公表しておりました。

ほんのちょっと前なんです、寄附者に返礼として特産品を送っているのは都道府県が49%に当たる23団体、23の都道府県、どれが入るかわかりませんが49%でございます。それから市区村町、これが52%の909団体だつたようでございます。

特産品を送る是非を尋ねると、最も多かつたのが特に問題はないという回答だつたようでございます。

問題視する回答がほとんどなかつたので、総務省の市町村税課は、今後も各自治体の自主性に委ねる方針をとるといふ言葉を出しております。

防府市の回答なんです、これからも理性のある形で続けていかれるのかどうかお聞きしてみたいと思ひます。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 防府市におきましては、内容を見直しながらかつていきたいというふうにお思ひしております。



---

○議長（行重 延昭君） 次は、14番、重川議員。

〔14番 重川 恭年君 登壇〕

○14番（重川 恭年君） 今期定例会の最後の質問となりました。会派「絆」の重川でございます。

通告に従いまして質問いたしますので、執行部におかれましては誠意ある御回答をいただきたく、よろしく願いいたします。

さて、大項目の1番目の質問は、通告いたしておりますとおり、この防府市に事業所や工場などを誘致、つまり来てもらうためにはそれらに適する土地、用地が必要ではないかというふうなことでございます。

当然のことではあります、どこでも勝手に工場、事業所等を建設、建築あるいは利活用するわけにはいかないわけでございまして、土地利用については都市計画法にいう用途指定等があります。

これらも工業系で言うなら準工業地域とか工業地域、あるいは工業専用地域などに分けられ、さらに商業系、住宅系とかに分けられ、細分化された指定がされております。

また、建築物を建てる場合は建築基準法、その他騒音防止法とか排水水質汚濁防止法等々、それぞれの基準を法律に従って事をなさなければなりません。それも公用地もありますけれども、私有地もあるというわけでございます。

そこでお尋ねいたします。今般、残念ながら日本たばこ産業、いわゆるJT防府工場が当防府市から撤退、姿を消すことになったわけでございますけれども、まず最初にその経緯はどうであったのかということであります。

詳細にそのことについてお尋ねいたします。

まず1点目、閉鎖されるという計画をいつごろお知りになられたのか、察知されたのかということでございます。

2点目、その情報をどのように分析、検討されたのか、そしてその結果はどうであったのかということでございます。

それから、お知りになった段階から撤退発表に至るまでの間に引きとめというか慰留というか、とどまってもらう等の努力は当然、業態変更等も含めて、いつごろどのような形でどの程度なされたのかということでございます。

それから4点目が、撤退発表の後、市行政はどのような姿勢で臨まれたのか、そしてその結果はどうであったのかということです。

5番目、市として将来に備えた企業・事業所用地、あるいは企業団地として確保するよ

うな打診なり意向はされたのかどうかということでございます。

6番目、逆に相手さんのほうから市に譲渡、買い取りなどの申し出やその他条件提示等はなかったのか、あったとすればどのようなことであったのか。

以上、J T防府工場撤退発表前と発表後の状況をお答えいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

皆様御存じのとおり、日本たばこ産業防府工場は、明治42年に防府製塩試験場として防府中浜の地に創設され、日本に、そして世界に冠たる「三田尻の塩」を製造し続け、本市経済の中心として発展してこられました。昭和34年に塩業整備臨時措置法が成立しまして三田尻塩業が廃止されると、すぐに業態転換を図られ、翌年の昭和35年に、たばこ原料工場として操業を開始しておられます。昭和43年に、下松にありました原料工場を統合する形で百間沖工業団地、現在の地へ移転され、その後、昭和54年の設備増設、昭和60年の民営化を経て着実に拡大を続けられてまいりました。

しかしながら、国内たばこ市場の縮小に加え、景気の減退と防府工場を取り巻く経営環境が悪化し、残念ながら、昨年、平成24年3月に廃止されております。

防府工場の廃止をいつごろ察知したのかというような御質問であったかと思いますが、実は防府工場の廃止は、平成22年10月28日に突然発表され、大変驚愕した次第でございます。

私といたしましては、直ちに翌月の11月17日、日本たばこ産業本社、虎ノ門にございますが、そちらを訪問し、担当取締役に対しまして、防府工場の廃止撤回を申し入れたわけでございます。

この時点で37名の従業員の方々が防府工場に勤務しておられたわけですが、この方々の生活を何としても守らなければならないと、山口県東京事務所にも赴き、本市とともに日本たばこ産業本社へ工場廃止の撤回と就労確保の要請を行うよう、働きかけもいたしたところでございます。

その際、日本たばこ産業の担当取締役から私に対しまして、「防府工場は、紙巻たばこの原料となる葉たばこを加工処理する、日本たばこ産業グループの中核工場として稼働してきたが、国内たばこ市場の縮小や競合他社との競争の結果などでコスト効率が悪化したため、防府工場が担ってきた機能を海外の日本たばこ産業のグループ会社に引き取らせることで、会社経営の効率化を図りたい」との説明があり、また「会社の利益体質改善を優

先した工場閉鎖の決定であり、土地や建物等、資産の取り扱いは時間をかけて社内で協議を進める」とのお話もあわせてあったわけでございます。

時代の流れの中で、日本たばこ産業がコスト効率のよい事業運営を選択されたということになるのですが、私は創設から100年以上の永きにわたり、本市の産業を牽引してこられた防府工場の廃止が残念極まりなく、本市に何とか日本たばこ産業のともしびをともし続けていただきたいとの思いから、せめて山口市小郡にございます日本たばこ産業山口営業所を本市へ移転してもらえないかというようなことまでお願いをした記憶がございます。

その後、本市担当の者による会社の訪問や電話連絡を通じて日本たばこ産業へ状況報告を求めておりましたが、平成23年7月に、同社不動産室から防府工場廃止後の方針に関する連絡がありまして、「建物の取り壊し」、「工場跡地の更地化」を会社の方針案として採択したこと、将来「土地の売却」を行う可能性もあるが、今の時点では未確定であること、今後も廃止された防府工場の役割を役員協議の中で考えていくことを申し伝えられております。

その後、日本たばこ産業におかれましては、平成23年7月中旬から同年12月にかけて方針の具現化について断続的に役員協議を続けられ、私も、平成24年1月25日、2月15日の2回にわたって日本たばこ産業本社を訪問し、再度、業態転換による工場存続を訴えさせてもいただきましたが、まことに残念なことに、当初の計画どおり平成24年3月31日に防府工場が廃止となり、4月10日になって、方針案として採択されました「建物取り壊し」、「工場跡地の更地化」を、周辺自治会へ説明を行った上で実施するとの連絡を受けるに至ったところでございます。

この防府工場跡地の更地工事は、平成24年4月末に着工され、翌年、本年の6月25日に完成しておりますが、今年7月に、この土地の売却が日本たばこ産業の役員会で決定され、現在、東急リバブル社を窓口にも募入札の手続が進められていることは、皆様御承知のとおりでございます。

先ほど来から申し上げますとおり、平成22年10月の防府工場廃止の発表以降、私と担当の企画政策課は、幾度となく日本たばこ産業本社を訪問させていただき、また日本たばこ産業不動産室も本市を何回もお訪ねになっておられます。その都度、業態転換を含めた工場の存続や跡地の有効活用を、また売却の方針が決定されてからは、市の将来を担う優良企業への売却をお願いしているところでございます。

私は就任以来、日本たばこ産業のみならず、市内に立地する全ての企業、産業に対しまして、生産活動の活性化と雇用増を達成するよう、機会あるごとにお願いをしてきたとこ

るでございますが、本市の活性化や雇用増に大いに資するからといって、本市として、当てもないまま多額の費用をかけて新たな工業団地を造成し、所有することは本市を取り巻く状況を鑑みるに困難であると考えております。

このたび、14万平方メートルを超える日本たばこ産業防府工場跡地が工場適地として売却されることになりましたが、落札希望価格が10億円に近く、仮に市が購入したとしても確実に売り切る経済状況にはないと思われ、塩漬けによる金利負担などを考えますと、本市が工業団地として購入することは、やはり難しいと判断いたしております。

なお、今回、日本たばこ産業から譲渡や買い取りのお申し出はございませんでした。

いずれにいたしましても、日本たばこ産業防府工場跡地に関しましては、日本たばこ産業本社との情報共有を密にしながら、その時々的情勢を分析し、市としてよりよい方向、方策を選択していかねばならないと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 14番、重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、市長のほうからるる説明がございました。

いつでしたかね、22年の10月28日、突然JTのほうから発表されたと、こういうことで、その後、市は市なりのいろんな努力をされたと、この辺は当然のことだろうというふうに思っております。

しかしながら、私も以前、鐘紡の撤退、閉鎖というか、このときも質問したと思うんですが、情報の受け取り方というか、情報の仕入れ方というか、これが非常に遅いんじゃないかと、当然、民間の会社でございますので、発表時期というものはそれぞれの事情があって、その時点でないと発表できないという面があるかもわかりません。

しかしながら、情報としてはもうかなり前から、この22年の10月28日、これ以前から流れておったわけでございます。

そういうことを私も一般質問したと思っておりますが、議事録を見ますと、していないで、同僚議員間の話であったかなとも思うんですけども、その情報の受け取り方というか、受ける体制が、私、以前から——いろんな各省庁の補助金にしてもいろんな補助金がございます。それが各国の縦割り行政の中で、その省庁の流れに沿って末端の市町村まで流れてくる、それが横につながっていない。

ですから、情報を収集する、あるいはそれを分析、評価する、活用する、そういう補助金だけでなしに、いわゆる情報、そういうものをこの庁内につくってはどうかということも過去2回提案してきておりますけれども、まだ国の縦割り行政との絡みもあってなかなか難しいのかもしれませんが、ぜひまた来春には機構改革とかいうものも俎上への

っているようでございますので、そういうものも含めてよろしく御検討をしてもらいたいと思っております。

それから、今、市長の答弁の中にありましたようにいろんな努力はしたと、しかしながら、それが会社の意向とは受け入れてもらうというか、そういうことにはならなかった、結局は売却されることになったと、それを私は後ほど質問しようと思っておりましたが、市で購入ということもどうかということなのですが、市長のほうは今、取得はできないと、塩満漬けの可能性もあると、こんなことでございますので、再質問の1点目、今、市としての公用地、これを持っていない、ですから企業が来ると言っても市としての対応はできないというふうなことでございます。

それで、その公有地、これが完売となって、いつ完売になったのかということをもっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 市が所有して、販売してまいりました工業団地、これは昭和32年に埋め立てを開始して昭和46年に竣工した百間沖、それから昭和34年の塩業の整備の臨時措置法によりまして廃止された塩田、その南側の海を昭和39年に成立した「工業整備特別地域整備促進法」に後押しする形で埋め立て、昭和40年から60年代にかけて造成をいたしました中関一、二ノ楯、中関三、四ノ楯、鶴浜鉄工、それから西浦、中関一、二ノ楯沖、新築地、中関三、四ノ楯沖、それぞれございます。

平成4年に中関の三ノ楯、四ノ楯沖、現在は中関三ノ楯団地と呼んでおりますけれども、この団地が完売したことによりまして、本市が所有する工業用地は全て売却ということになっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、総務部長からお答えいただきました平成4年に旧塩田跡埋立地、そういうところが完売になったということでございます。

ことは平成25年でございます。そうすると21年間、企業が来ようと思っても来れない、こんな状態が20年間続いたわけでございます、防府市に。

その間、極端に言えば、来てもらいたくても積極的な誘致活動はできない、あるいはセールス活動が展開できなかったというふうに思うんですが、その辺についていかがですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） まず、市の所有する土地がないから積極的に企業誘致がで

きなかったかと言えば、それは少し違うかなというふうには思っております。

大手、中小に限らず、私が企画政策課におりました時分に結構いろんな引き合いがございまして、民有地を民間にあっせんするという形で随分、成立したものはなかなか数多くはないんですが、そういう御要望にはお応えしたというふうに記憶しております。

ただ、大きいものにつきましては、議員がおっしゃったように市の自前のものがございませんで、大きいものをどんどんよそに売り出していくということはなかなか難しかったとは思っております。

ただ、三ノ榭、御存じのようにマツダ関連で全部売却した後に、使われずに所有だけされて持っておられる土地というのが5万6,000平米ございます。

これにつきましては、企業御了解のもとにこの用地についての発信を行って、これも成立はまだしておりませんが、今までも幾つも引き合いもございましたし、協議もさせていただきました。

現在も企業の御了解を得た上で、この土地につきましては対外的にPR等をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、総務部長のほうから回答いただきました。

公有地に限らず民有地で遊休地というか、こういうものがあればそこへ企業も来ておったやにお答えになりました。

しかし、それはやはり公有地というものと民が持っている用地というのは、なかなかちよっと性格が違うんです。

民はやはり一旦、購入して自分とこの工場を建てた、その増設が計画はあるけれども、たまたま経済状況がこういうふうになって遊んでいると、それで会社経営上というか、この辺で処分したい、しかし、それはできるだけやはり経営上のこともあって高く売りたいという思いもあると思うんです、民については。

公についても、もちろん売ればいいというものではないと思うんですけれども、やはりその辺は公がしっかりした目的を達成するために、いろんな方法、補助金のことでもありましょう、助成金のことでもありましょう、それからほかのインフラ整備、こういうものも含めて売れる体制ができるわけです。

ですから、そういうものを確保しておかなければいけないんじゃないかというのを、私、言いたいわけです。

それで、総務部長、いみじくも大きい、例えば工場とか事業所、これはなかなか出にく

かったかもしれませんがということですね、それが自前で持っておけばそういうとき出動できるわけでございます。

県の段階でございますけれども、企業の進出数、これが過去5年にわたってちょっと調べてみましても2009年、平成21年に7件、それから22年に14件、23年に10件、24年には27件、このうち公表されているのは19件しかないですが、まだ未発表、公表できないというのもありまして27件になっているんですが、平成25年についても、もう18社、県段階で来ているわけでございます。その中に、何件、防府市に来ておるかということでございます。

今年はその18件中まだ公表分は6件でございますけれども、年度途中でございましてこれは8月末でございます。24年1年間をとってみれば27件、公表されたのが19件でそのうち隣接市、防府市に隣接しておる市でございます、これ6件、そのまた隣の隣接している市でございますが、これまた6件、こういうふうな状況でございます。

隣接市の団地、これは大変な大きい規模でございます86万平米あるわけです。このうち現在、売却済みが77万7,300平米、残りの区画は2区画しかございません。もう90%売っているんです。

そうすると次はどうなるか、もうそこは満杯になればどうなるかというのは、おのずからわかるんじゃないかと思いますが、そういうような状況で、そこには防府市に看板がかかっている企業あるいは大企業と言われる企業、これも進出しております。何社ですかね、6社ぐらい防府市に看板がかかっている大きい企業はもうそこに進出しているんです。

そういうふうにして大きい企業団地を有している、ただそれが塩漬け、先ほど市長の答弁の中で塩漬けになるから保有しないということも一つの理由かも知れませんが、話があったときに、あっ、そうですか、それじゃ今から用地買収に入りましょう、そして今から造成しますから何年待ってください、企業はまたさっきの経営効率じゃないけれども、そういうものじゃないと思うんです。

また、そういう造成した場合にはインフラ整備、上水も引かんにゃいけんかもわからんし、下水も引かないといけんいかもわからんし、道路も整備せにゃいけんもわかりません。そういうことで私はお聞きしているわけでございます。

それで、もう一回お尋ねいたします。

今回、JTが一括売却という方針を示されて、条件も種々書かれておりますね、物件の表示からエントリーの期間は9月6日までということで、9月6日までにエントリーがなかったのかどうか、多分なかったというふうに理解しておりますが、申込書類の期限は10月11日になっております。

金額は9億8,100万円ということで一括ということですが、この一括というのは進出企業にとっても、ちょっといろんな面で苦しい面もあるかとも思いますが、防府市が取得して企業用地、1社であればなおいいかと思いますが、企業団地として確保するようなことはお考えにならないのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 企業がたくさん立地して生産活動が盛んに行われるということは、議員おっしゃるとおりで市の活性化にとって必要不可欠というふうには認識しています。これは市のみならず、恐らく皆さんそういうふうにお考えだろうと思います。

しかしながら、新たな工業団地を持つということ、先ほど市長答弁でも申し上げましたけれども、やはり限られた市域、限られた財源の中で市全体を俯瞰して市政運営のための財政出動というものを図らなければならないというふうには考えております。

社会情勢というのは、刻々変化しているというのは、ありきたりな言い方かもしれませんが、そうしたことにも留意しながらそういう企業団地を持つということのよしあしというものを考えていかななくてはいけないというふうには思っております。

先ほどから申し上げておりますように、現在、本市には三ノ柘団地、マツダ関連の所有する5万6,000平米の未利用地がございます。

こういうものを、民有地ではございますけれども企業の了解をいただいておりますので、これをまず積極的に考えていきたいと、最近のこの経済状況、アベノミクスとかいう形で好転はしているとはいいましても、現在のグローバルな経済の中で、そういうふうに海外とか見渡した中で、果たして今現在、工業団地を持って、そこに工場進出して来るぐらいの民間の余力があるかといいますと、少し様子を見る必要があるんじゃないかというふうには考えております。

新たな工業団地を、市として工業団地を持たずに当面今まで申し上げましたような用地情報の発信、それから企業立地の奨励金、そういうふうなもので十分有効な企業誘致活動が可能であるんじゃないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、総務部長さんのほうから答えをいただきましたが、現時点においてはそういうことは考えていないということですが、今年度、県は産業戦略本部というものを設置して、今後、数年間で何百社という企業を山口県に呼び込みたいと、こういうような計画も立てておるわけです。

その中で、立地環境は山口県は最適ですと、7つのセールスポイントを上げておりま

す。「東アジアのゲートウエーである」、「豊富な産業人材がいる」、「優れた立地環境にある」、「充実した産業集積がもう既にされておる」、「住みやすさが全国第4位である」、「充実した優遇措置もある」、「充実した交通網に恵まれている」、こんなことを掲げて、ここに書類がありますけれども、産業力の強化、企業誘致や投資の促進に努めるというような目標も掲げておりますので、ぜひ先ほどおっしゃった回答は回答として、積極的にこのぐらいの気構えを持ってもらいたいと思います。

それで、この項の最後の質問でございますが、今後、市が取得しなかった場合、最後には民間が買う、購入することになるかもわかりません。そのときには早期に事業所の操業、あるいは稼働について協力すべきと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 市としての体制は万全なものにしてまいりたいと、直ちに対応できるようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） それでは、私から要望という形でさせてもらいたいと思います。

今、現在、これは今議会でも前段で吉村議員がおっしゃったんですかね、用地取得に対する助成制度のあり方、これが現在、防府市では3割補助、あるいは上限1億円ということになっております。

これの上限、今これを一括で買うと10億円になるんですね、上限1億円じゃったら10分の1、10%にしかならん、ですからこういうものの撤廃とか、それからあるいは30%の引き上げとか——補助率のですね、それから建て貸しというか、現在こういうものが主流になって、主流とまではいきませんが往々にして物すごく多いらしいですが、防府市も一部建物じゃないですが、駐車場を、「うめてらす」のところを借りて、買うんじゃないに借りて賃料を払う、こんな方式をやっておりますよね、これが建物なのか倉庫なのか、工場なのか店舗なのか、この辺の違いはあるわけでございますが、機器も含めて車両も含めて、借り上げ方式、建て貸し方式というんでしょうか、こういうものがかなり普及している。

工場を建ててそっくり貸す、中に入れる機械まで設備して貸す、そうすると事業者としては負担が少ないから、もうこれを延べ払いで払えばええ、こんなことでございますんで、そういうものの要件の検討あるいは緩和、こういうものをしてもらいたい、あるいは県、国との連携による補助制度の模索でございます。

県は三田尻港ですか、防災関連の耐震岸壁を早速取り組むということでございますので、またその進出用地を取得された企業があれば、耐震岸壁あるいは防災・減災関連の補助金はどうかというのをまた県、国と連携をとってもらいたい。

そのほか、雇用の面についても市独自の助成制度の見直し、新設等の検討をしてもらいたいと、こんなことでございます。

企業も防府市に来てもらう、これはこの前の東京オリンピックのプレゼンテーションで滝川クリステルさんですかね、おっしゃった「おもてなし」の心で当たっていただきたいというふうに思います。

それでは、1点目の質問を終わりにして、大項目2点目の質問に入りたいと存じます。

昨今の各種選挙における投票率の低下がいろいろ言われておりますが、原因は何なのか。しかしながら、確たるものはございません。有権者、個々の意識の問題であろうと思っております。

だからといって行政として、ただ手をこまねいて、傍観するわけにはいかないのではないのでしょうか。少しでも、一歩でも前に進める方策を打ち出していくことが、行政機関としての努めでもあると存じます。

例えば、昨年においては県知事選挙、市議会議員選挙、衆議院議員選挙と3回の選挙、今年に入ってから参議院の補欠選挙と本選挙の2回の選挙が実施されております。

この5回の選挙の本市における平均投票率を見てみると、私の計算では46.39%となるわけですし、何と有権者数の半分、過半数に達していないわけでございます。

このような状況にあって、投票率向上対策として過去に不在者投票制度、今は期日前投票制度というものが考えられ、制度化されております。この方策も投票率向上対策の一策でありますし、現在ではネット利用の解禁もされだしました。

ほかにも何か妙案があるかもしれませんが、いずれにいたしましても選挙法の中での限られた対応であろうかと思っております。

そのような中、7月21日の参議院議員選挙以降、当分の間、国政選挙はないのではないかと報道もされておりますが、地方においてはそういうわけにはいきません。

県内においても各市町において実施されておりますし、また実施されます。

防府市においても早速、約8カ月後の6月20日が市長の任期であり、選挙が実施されます。

ただし、これは5選に向け、出馬を表明されております現松浦市長の無投票再選となれば話は別でありまして投票による選挙はありません。

しかしながら、総体的に選挙に向けての投票率の向上対策は考えなければなりません。

それで、どうしたら投票率向上が見込めるのか、なかなか前段で申し上げましたように難しい問題であります。まず現在、制度として存在している期日前投票制度の活用でございませけれども、当局としてこの制度をどう理解され、考えておられるのか御所見を賜りたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 答弁求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福田 直之君） それでは、質問にお答えいたします。

先般7月21日に執行されました参議院議員通常選挙の本市の投票率は前回の58.05%から47.09%に、昨年12月16日に執行されました衆議院議員総選挙では前回の70.05%から55.57%に下降いたしております。

また、昨年11月11日に執行いたしました市議会議員一般選挙につきましても、前回の58.62%から52.82%に下降し、さらに、4月28日に執行されました参議院議員補欠選挙につきましても、34.09%と低い結果となりました。

しかし、昨年7月29日に執行されました県知事選挙につきましても、33.51%から42.38%へと上昇いたしております。

一般的に、投票率に影響を及ぼす要因としましては、投票日の天候、選挙戦の争点の有無、立候補者等の状況等があると言われております。

しかし、本市の最近の5回の選挙では、県知事選挙では投票率、若干上昇したものでございますけれども、議員御指摘のように、投票率が低い状況でございます。

そのため選挙管理委員会において、投票率の向上に向けた、効果的な対策についても協議いたしております。

そこで、お尋ねの投票率向上対策としての期日前投票制度の活用についてでございますが、期日前投票制度は、従来の不在者投票制度を改めて、選挙期日前の投票手続を簡素化し、選挙人が投票しやすい環境を整えるために、公職選挙法の一部を改正して、平成15年12月1日から施行された制度でございます。

今では多くの選挙人の皆様に認知され、本市では投票者数が増加傾向にあり、1万人を超えるまでになっております。しかし、期日前投票者数は増加傾向にあるものの、投票率の向上に結びついていないのが実情でございます。投票率を向上させるためには、特に投票率の低い20代と30代前半の若年層の投票率を向上させる必要があると考えております。

本年7月21日に執行されました参議院議員通常選挙から、公職選挙法の改正によりインターネットを使った選挙運動が解禁されましたので、この年齢層の投票率が向上するのではないかと期待いたしておりましたけれども、従前の選挙と比較して、この年齢層の投

票率が向上したとは言えない状況でございます。

今後は、インターネットを使った選挙運動が行えるようになったことや、期日前投票制度についてホームページ上でよりわかりやすく周知するなど、インターネット利用率の高いこの年齢層の期日前投票者数を増加させることにより、投票率の向上につなげていきたいと考えております。

また、昨年12月議会の、山下議員の一般質問にも御答弁いたしておりますけれども、投票の利便性の向上を図るために、期日前投票所の増設についても、現在、選挙管理委員会において検討を続けているところでございます。

選挙管理委員会としましては、今後とも投票率の向上のために、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、積極的というか、前向きに検討していくというような回答であったかと思いますが、今の答えの中でちょっとお尋ねしたいんですが、期日前投票、1万人超あるということでございますね、その期日前投票者は増加傾向にあるけれども投票率の向上に結びついていないというのは、具体的にはどういうことですか。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福田 直之君） 今の答弁の中でお答えいたしておりますけれども、議員さんもおっしゃっておりますように、この過去5回の選挙について下降傾向にある、あるいは30%台であると、そういうふうな期日前投票者の数は増えているのにそういうふうな下降ぎみであるというところから、そういう答弁をさせていただいたものでございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） わかりました。投票率は同じですが、その中の期日前投票する人だけが上がっているという、こういう意味ですね。

それでは質問で、後段で言われました同僚議員が6月に質問されました投票システム、ネットワーク構築導入について、市としての今後の考え方あるいは目標年次等があれば教えてください。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福田 直之君） お答えいたします。

以前、議会のほうに御説明いたしておりますけれども、周辺部に投票所を設置するというところで協議を進めておりましたんですけれども、その後、有権者の多い中心部に設置す

るほうがいいのではないかという意見が出てまいりまして、その協議を進めておるところでございますけれども、ただ課題もございまして、例えば昨年衆議院選挙ございましたけれども、急に解散して選挙が行われるような場合に、中心部にある施設でそういう急なときに投票所として使用できるかどうかという、そういう確保できるかという、そういう問題点。あと、2つ目として、そこでの投票函を安全に保管できるかということ、これにつきましては実はことしの5月に県外に視察に行きまして、その市の市がもう、増設に当たりまして駅前を増設しようとしたときに、公共施設がなくて民間施設を借りられたそうなんですけれども、投票函を保管するところがございまして、選管の職員が朝早く持って行って、また投票が終わったら持って帰ると、そういうふうなことをしておったようです。

ただ、その市はやっぱり選管の職員も数が少なくて、かなり負担があったという、そういうお話を伺っております。

そういうことで、そういう投票函の安全に保管できるということ、また次にこれが一番大きい問題ではあるんですけれども、期日前投票所を増設するに当たりましては二重投票を防止する必要があるとございます。

ただ、その関係で期日前投票システムの電算システムを導入しなければならないわけですが、今年度改めて見積もりをとりましたら、期日前投票所を2カ所分としまして導入費用が2,200万円かかります。選挙ごとに1回のNTTの回線利用料が40万円かかる、そういうふうな見積もりをいただきまして、多額の経費がかかるということ、このようにさまざまな課題も出てきておるところでございます。

選挙管理委員会としても早急に結論を出したいとは考えておりますけれども、こういう問題等もありますので、今しばらく時間をいただきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） それでは、今、周辺部から中心部へ移して、いろんな事務取り扱い上の事情というか、これが一つある。それから一つは二重投票防止のための予算の問題があると、こういう2点の問題があるので、今後考えていきたいということでございますが、県内他市の状況はどうなのか、前回もちょっと同僚議員の回答にあったかと思いますが、ちょっとその辺、県内他市の状況を。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福田 直之君） 期日前投票システムですけれども、県内他市は全て導入されております。

その中で合併市につきましては、合併前にございました期日前投票所をそのまま生かし

ていらっしゃるんです、当然そういう電算システムを導入されているのだというふうに考えております。

合併されていない下松市さんなんですけれども、ここは防府と一緒に、まだ期日前投票所1カ所しかないんですが、一応電算システムを導入されているようでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） よその市は合併の問題もあるけれども導入している、下松市も単独市で歩んでいるけれども導入している、こういうことなんです、上記システム導入の場合、外局である独立性機関というか、選管が必要と判断した場合、予算措置が今二千数百万円という話がありましたけれども、必要と選管が認めたとき、市長の判断、考え方はいかがでございましょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 慎重に検討してまいりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） それでは、市長は慎重に検討したいということのようでございます。

それじゃ、期日前投票所等を設置する、あるいはその選挙区、投票所も一緒なんです、これに対する素案作成過程であればパブコメ、それからその前であれば市民の意向調査、こういうものを実施してみられたらどうかと思うんですが、この辺についての考えはいかがでございましょうか。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福田 直之君） 投票区の見直し等につきましては、全市的に見直すことになりましたら、やはりパブリックコメントというようなものも必要になるかとは思いますが、一部だけの見直しということになりましたら、関係の自治会に説明をするということだけでいいんじゃないかと、ですから特にパブコメについては考えておりません。

もう一つ、アンケートのことでございますけれども、当然アンケート調査をするということになりましたら、予算措置というものが必要になってまいりますので、すぐというわけにはまいりません。

現在、うちのほうで投票区の見直しと期日前投票所の増設ということで議論を進めているわけなんですけれども、今の議論の中で結論を出すということになりましたら、アンケートの実施についてはちょっと難しいかなというふうに思うんですけれども、そういう予算措

置をして、あとアンケートを行った後にその結果を参考にして協議を進めていくということになりましたら、時間的にはもう少しかかってくるわけでございますけれども、どちらの方法がいいのかということにつきましては、選挙管理委員会の中で協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） いずれにいたしましても、この投票率がどんどん下がってきている現在の状況では、投票率向上をする方策を何らかの形で見出していく、これも法律の範疇でやっていくわけでございますが、そういう努力は選挙管理委員会としても十分、先ほどからのお答えを聞いておりますと検討していく、あるいは検討している、こういう答えでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上をもちまして、私、2点の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、14番、重川議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、10月4日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

お疲れ様でした。

午後2時32分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年9月17日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 木 村 一 彦

防府市議会議員 山 本 久 江